

CHOSHISHOKO

DISCLOSURE

2021

地域のお客様の 身近で頼れる 金融機関を目指します。



PROFILE 当組合の概要

名 称	銚子商工信用組合	預 金	278,531百万円
理 事 長	岡野 繁	貸 出 金	123,712百万円
所 在 地	銚子市東芝町1番地の19	自己資本比率	9.36%
設 立	昭和28年11月	店 舗 数	22店舗
出 資 金	865百万円	役 職 員 数	264名
組 合 員 数	39,082名		

(令和3年3月末現在)

CONTENTS 目 次

ごあいさつ.....	1	店舗・地区一覧	12
事業方針.....	2	当組合のあゆみ.....	13
経営環境・事業概況	4	主な手数料一覧.....	14
法令等遵守体制・リスク管理体制等.....	6	主要な事業の内容.....	15
総代会.....	8	地域を応援する取り組み.....	16
組織.....	11	資料編.....	26



ごあいさつ

皆様には、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

当組合第68期（令和2年度）事業概況のご報告にあたりまして、平素のご支援ご愛顧に対し心より厚く御礼申し上げます。

令和2年度の日本経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により依然として厳しい状況にあり、緊急事態宣言や蔓延防止等重点措置などの感染拡大防止対策が講じられる中で、各種政策の効果や海外経済の改善も見られ、経済の持ち直しが期待されるところではありますが、中小・小規模事業者は感染症の影響が見通せず、感染再拡大や緊急事態宣言の再発令で、飲食業・宿泊業をはじめ幅広い業種において、今後の影響拡大を懸念する声が強まっており、業況改善に向けた動きは力強さを欠いております。

このような環境下、当組合は地域への十分な貢献を実現させるべく業務推進に取り組み、資金の効率的な運用と経費削減に注力した結果、当期純利益1億51百万円を計上することができました。自己資本は120億35百万円となり、自己資本比率は9.36%を確保いたしました。

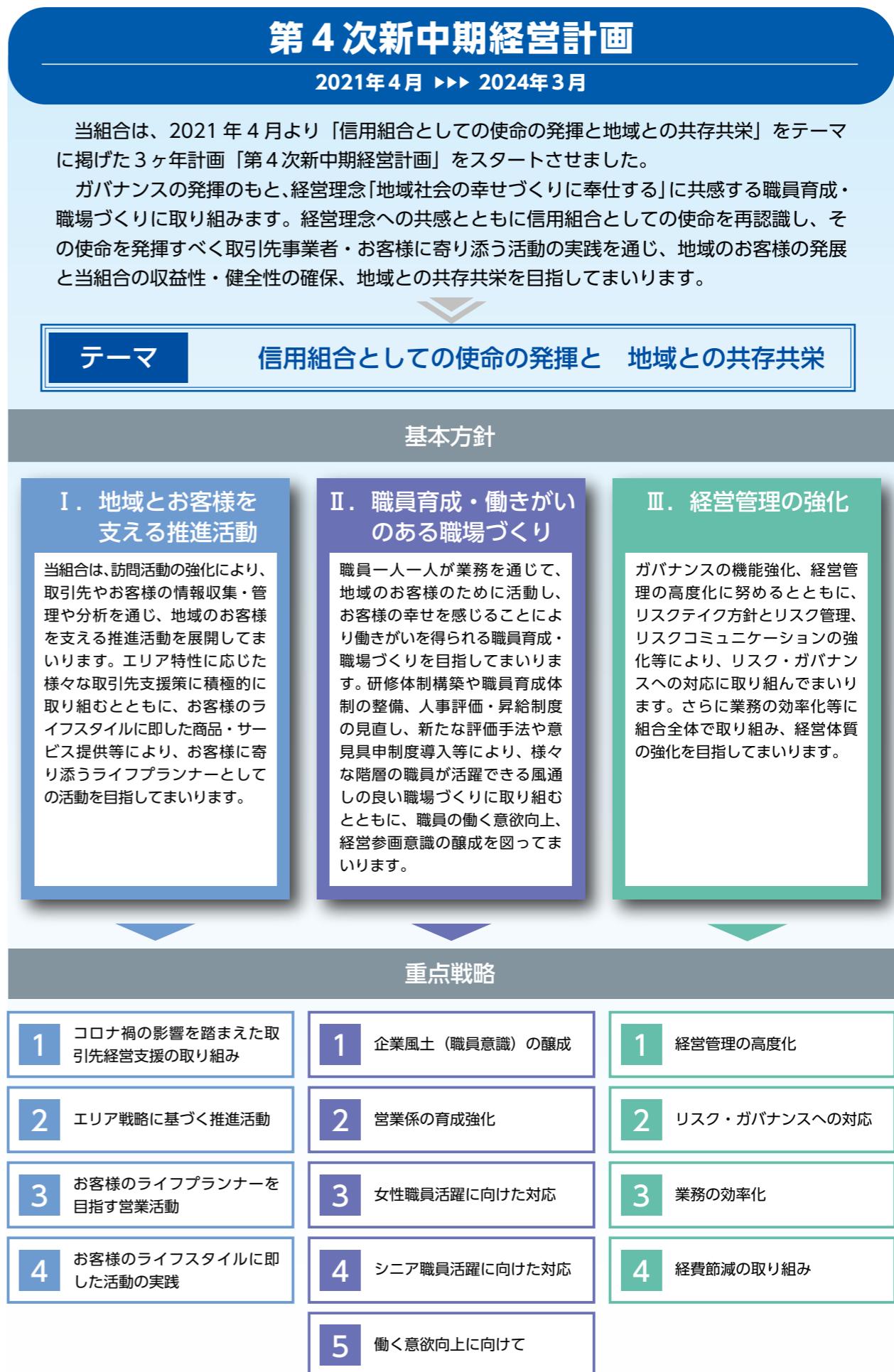
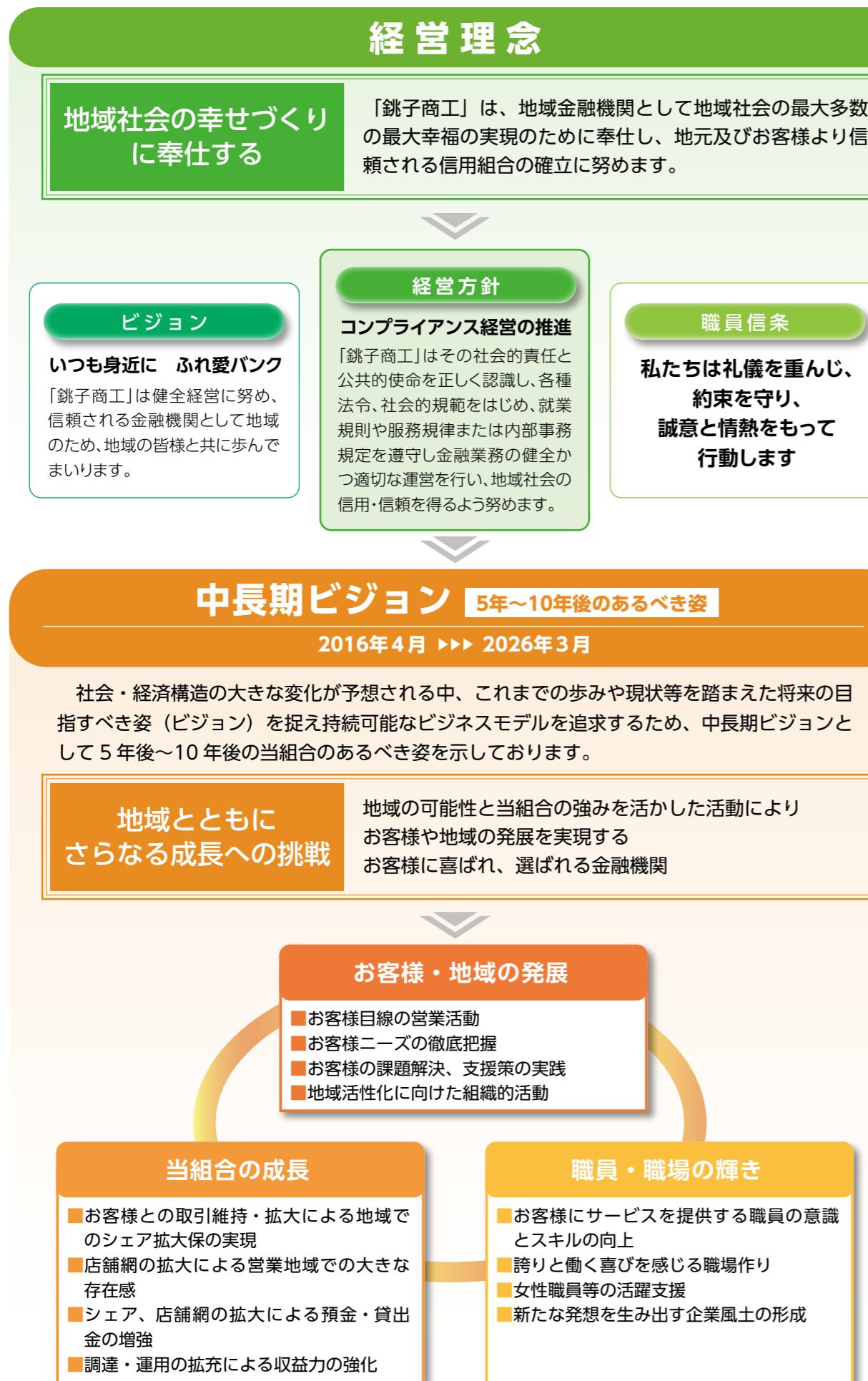
令和3年度よりスタートする「第4次新中期経営計画（令和3年～令和5年度）」においては、「地域とお客様を支える推進活動」「職員育成・働きがいのある職場づくり」「経営管理の強化」を基本方針に掲げ、大手行やネット銀行・参入他業種とは対極をなす、「資金供給に留まらない、人材・情報・ネットワークを駆使し取引先の事業そのものを支援し、取引先の価値向上を図るリレーションシップバンキング」を組織的・継続的に追及するビジネスモデルの構築を目指してまいります。

当組合の経営理念「地域社会の幸せづくりに奉仕する」のもと、信用組合としての使命を再認識し、その使命を發揮すべく取引先事業者・お客様に寄り添う活動を実践することにより、役職員と取引先との親密で良好な信頼関係を築き、これらの活動を通じ、地域のお客様の発展と当組合の収益性・健全性を確保するという共通価値を創造し、地域との共存共榮に取り組んでまいります。

令和3年7月

理事長 岡野 繁

事業方針



経営環境・事業概況

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の世界的流行による未曾有の経済停滞にさらされた1年でした。世界各国では、感染拡大防止のために経済活動の抑制を余儀なくされ、これにより急激な景気後退を経験することとなりました。

我が国においても、感染拡大に伴い、インバウンド需要の減少、サプライチェーンを通じた供給制約による生産停滞、さらに感染拡大防止のために経済社会活動が大きく抑制されました。世界経済は回復の兆しが見られるものの、国内では緊急事態宣言発出や蔓延防止等重点措置の実施により、観光・飲食・娯楽業などの業種に感染拡大の影響が集中し、経済活動の業種間格差も拡大しております。ワクチンの普及が急がれる中、感染拡大を懸念する声も高まっており、中小・小規模事業者の事業への影響は見通せない状況が続いております。今後、地域金融機関には一層の金融仲介機能の発揮、企業や事業者と共に考える伴走型支援への取り組みが必要不可欠になると考えます。一方、日本銀行の超低金利政策の長期化や、地域における人口減少・少子高齢化の進行による地域経済の縮小などの構造的要因により、預貸資金利鞘や有価証券運用益を中心とした利益の確保が一段と難しい環境になっており、金融機関を取り巻く経営環境は一層厳しさを増しております。

このような環境下の中、「第3次新中期経営計画」の最終年度にあたる令和2年度は、営業エリアの特性を捉えた明確な経営戦略の推進、業務運営態勢の抜本的な見直し、更にガバナンス強化の実践のもと、営業力のさらなる強化を図り、取引先の経営支援に積極的に取り組み、安定した顧客基盤と収益の確保を目指しました。

その結果、預金積金は新型コロナウイルス感染症に伴う各種補助金・給付金の交付、事業性預金の増加等により、前期末比147億56百万円増加の2,785億31百万円と大きく増加しました。貸出金においても、地域の事業者の方への資金繰り対応により新型コロナウイルス感染症関連融資へ積極的に取り組み、前期末比36億70百万円増加の1,237億12百万円となりました。組合員数は39,082名となり、出資金総額は8億65百万円と7百万円増加しました。収益面におきましては、資金の効率的運用と経費削減に注力した結果、当期純利益は1億51百万円を計上、自己資本額は120億35百万円、自己資本比率は国内基準4%を大きく上回る9.36%を計上することができました。

このような中、令和3年度よりスタートする「第4次新中期経営計画(令和3年～令和5年度)」においては、「信用組合としての使命の発揮と地域との共存共栄」をテーマとし、「地域とお客様を支える推進活動」「職員育成・働きがいのある職場づくり」「経営管理の強化」を基本方針に掲げ、取引先の事業を支援し、取引先の価値向上を図るリレーションシップバンキングを組織的・継続的に追及するビジネスモデルの構築に取り組んでまいります。信用組合としての使命を再認識し、その使命を発揮すべく取引先事業者・お客様に寄り添う活動を実践することにより、役職員と取引先との親密で良好な信頼関係を築き、これらの活動を通じ、地域のお客様の発展と当組合の収益性・健全性を確保するという共通価値を創造し、地域との共存共栄に取り組んでまいります。

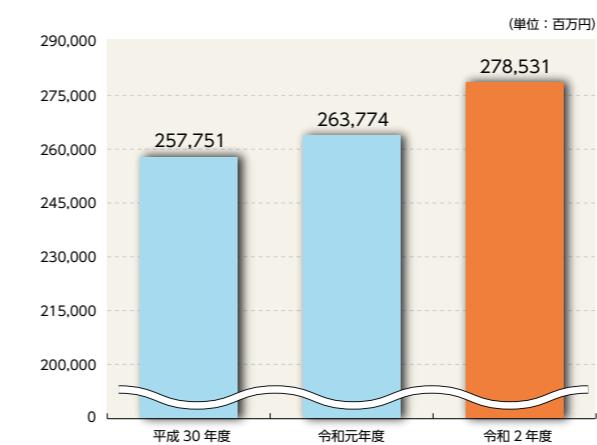
主要な経営指標の推移

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
経常収益	4,238,902	3,883,291	3,905,920	3,938,019	3,703,321
経常利益	558,429	364,127	655,899	400,805	258,498
当期純利益	354,787	281,030	380,435	327,840	151,319
預金積金残高	249,826,514	253,268,149	257,751,404	263,774,950	278,531,544
貸出金残高	111,661,867	117,278,802	120,201,435	120,042,015	123,712,273
有価証券残高	82,358,815	90,861,991	95,484,289	103,278,059	101,844,421
総資産額	269,479,505	280,990,531	291,004,181	295,936,637	336,439,669
純資産額	11,223,110	11,299,223	12,040,903	11,672,411	12,307,068
自己資本比率(単体)	10.27%	9.93%	9.85%	9.51%	9.36%
出資総額	839,384	846,864	852,966	858,078	865,264
出資総口数	839,384口	846,864口	852,966口	858,078口	865,264口
出資に対する配当金	25,068	25,261	25,460	25,639	25,817
組合員数	38,975人	39,136人	39,150人	39,146人	39,082人
職員数	272人	278人	265人	264人	256人

(注)1. 残高計数は期末日現在のものです。

2.「自己資本比率(単体)」は、平成18年金融庁告示第22号により算出しております。

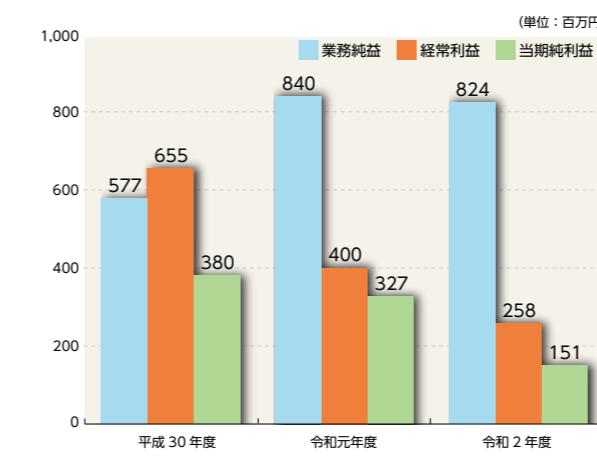
預金積金



貸出金



業務純益・経常利益・当期純利益



自己資本額・自己資本比率



有価証券利息配当金、役務取引等収益の増加、経費削減等に取り組んだものの、市場金利の低下を反映した貸出金利息の減少、有価証券売却益の減少等により、業務純益は前年度より15百万円減少し8億24百万円となりました。経常収益の減少とともに、与信費用等の経常費用の増加等により、経常利益は前年度より1億42百万円減少し2億58百万円となりました。また当期純利益は経常利益の減少等により、前年度より1億76百万円減少し1億51百万円となりました。

不良債権残高・不良債権比率



不良債権残高(金融再生法ベース)は、前年度より8億55百万円増加し、73億31百万円となりました。また総与信残高に占める比率(不良債権比率)は、前年度より0.53%上昇し、5.91%となりました。なお、不良債権の多くが担保・保証や貸倒引当金により保全されており、未保全の部分も自己資本により十分にカバーされております。

経営管理体制（法令等遵守体制・リスク管理体制等）

法令等遵守体制

法令等遵守（コンプライアンス）とは、法令や社会規範等のルールを守ることと、社会一般的に求められる倫理やモラル、当組合内部の規定等を守ることを指します。特に公共性の高い業務を行う金融機関は、広く経済社会に貢献するという責任を負っており、より高度なコンプライアンスの徹底が求められております。そこで当組合は、地域金融機関としての社会的使命を果たし、お客様の多様なニーズに応えるきめ細やかなサービスを提供し、地域社会の信頼を得ていくために、コンプライアンスを経営の最重要課題と位置づけております。具体的には当組合の経営理念、コンプライアンスに関する基本方針、行動綱領並びに金融業務に関する遵守すべき主なルール等をマニュアル化したコンプライアンス・ハンドブックを作成、さらにコンプライアンス態勢の実現のための実践計画であるコンプライアンス・プログラムを毎年策定し、実践しております。またコンプライアンス態勢の推進を徹底するため、コンプライアンス委員会を設置するとともに各部店にコンプライアンス担当者を任命し、全職員一丸となってコンプライアンス重視の企業風土の醸成に努めております。

苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

● 苦情処理措置

ご契約内容や商品に関する苦情等は、お取引のある営業店または下記の窓口にお申し出ください。

【本部相談窓口】0120-725-362

受付日：月曜日～金曜日（祝日および組合の休業日は除く）

受付時間：午前9時～午後5時

なお、苦情等対応手続については、営業店店頭掲示ポスターをご覧いただくな、当組合ホームページをご覧ください。

ホームページアドレス <https://www.choshi-shoko.co.jp/>

保険業務に関する苦情は下記機関でも受け付けております。

一般社団法人 生命保険協会 生命保険相談所

（電話：03-3286-2648）

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

（電話：0570-022-808）

● 紛争解決措置

東京弁護士会 紛争解決センター（電話：03-3581-0031）

第一東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3595-8588）

第二東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3581-2249）

上記東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客様は、当組合本部相談窓口またはしんくみ相談所にお申し出ください。また、お客様から各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。なお、上記東京・第一東京・第二東京弁護士会の各仲裁センターは、東京都以外の各地のお客様もご利用いただけます。

仲裁センター等では、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者のご希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。

①移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管する。

②現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当る。

*移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施している訳ではありませんのでご注意ください。具体的な内容は仲裁センター等にご照会ください。

【一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】

受付日：月曜日～金曜日（祝日および協会の休業日は除く）

受付時間：午前9時～午後5時

電話：03-3567-2456

リスク管理体制

金融機関を取り巻く環境の大きな変化により、ますます金融業務は多様化、複雑化しております。それに伴い信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーションル・リスクなど金融機関が抱えるさまざまなリスクが増大し、経営の健全性を確保するためのリスク管理の強化が不可欠なものとなっております。当組合では、「統合的リスク管理方針」「統合的リスク管理規程」に基づき、多岐にわたるリスクを総合的に管理するため「ALM委員会」「リスク管理委員会」を設置し、管理すべきリスク毎に担当部署、役割等を定め、リスク管理態勢の一層の充実に努めております。

統合的リスク管理

統合的リスク管理とは、信用リスク、市場リスク、オペレーションル・リスクなどの他に与信集中リスク、銀行勘定の金利リスク等の金融機関が直面するリスクを定量的または定性的に評価し、それらの評価結果を統合的に捉え、経営体力の範囲内にリスクがコントロールされているか検証し、より適切なリスク管理を行なうことをいいます。

当組合ではリスクカテゴリー別（信用リスク、市場リスク、オペレーションル・リスク）に資本を配賦、リスク限度枠を設定し、定期的なリスク量計測とモニタリング等により、全体のリスク量が経営体力に収まるよう管理しております。

収益確保を目指すとともに、リスクの顕在化に備え、リスクの統合的な管理に取り組んでおります。

信用リスク管理

信用リスクとは企業や個人への貸出が回収不能、または利息取立不能になることにより損失を被るリスクのことです。

当組合では信用リスクに関する管理諸規定の制定、審査部門と営業推進部門を分離した審査体制の構築、ポートフォリオ管理や与信集中リスク管理、厳正な自己査定の実施により、貸出資産の健全性の維持に努めています。加えてVaR分析やストレステストを通じたモニタリング・検証等を行い、これらのリスク管理状況をALM委員会やリスク管理委員会にて協議検討しております。

また融資実務・財務分析研修をはじめとした様々な教育研修を通じ、審査・与信管理能力強化及び取引先経営支援に向けた相談対応力向上に取り組んでおります。

市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク要因の変動により、保有する資産・負債（オフ・バランス資産を含む）の価値が変動し、損失を被るリスクのことです。

当組合では市場リスクに関する管理諸規定を定め、年度毎の運用方針に基づきポートフォリオ全体のリスク・バランスに配慮した運用を行っております。市場リスクを適正にコントロールし、収益性と健全性を確保するため、ギャップ分析や時価評価分析、BPV・VaR分析やストレステスト等を通じたモニタリング・検証等を行っております。その結果をALM委員会へ報告し協議検討するとともに、金融・経済動向や金利予測等を踏まえ市場リスクへの迅速な対応、資産・負債の適正管理に努めています。

流動性リスク管理

流動性リスクとは予期せぬ資金の流出により必要な資金確保が困難になる、通常より著しく高い金利で資金調達を余儀なくされる、または市場情勢等により、市場において取引ができなかったり、著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより被るリスクのことです。

当組合では担当部署により運用・調達、資金繰りの状況を把握するとともに、ALM委員会にて検証を行い、適切な流動性リスク管理に努めています。

オペレーションル・リスク管理

オペレーションル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動若しくはシステムが不適切であること、外生的な事象により損失を被るリスクのことです。

当組合では事務リスク、システムリスク、その他オペレーションル・リスク（法務リスク・風評リスク・人的リスク）について管理し、オペレーションル・リスク協議会、リスク管理委員会において対応等の協議を行っております。

事務リスク管理については、各種規程・マニュアル等の整備、研修・事務指導等の実施の他、リスクベース・アプローチに基づくマネロン・テロ資金供与対策に取り組んでおり、定期的な内部監査および自店検査の実施により厳正な事務リスク管理に努めています。

システムリスク管理については、当組合は信組共同センターにオンラインシステムの運用を委託しており、同センターにおけるバックアップシステム等により安全性を確保しております。また情報資産に対する管理体制を規定に定め、安定した業務遂行、サイバーセキュリティ対策に努めています。

その他オペレーションル・リスク管理については、コンプライアンス態勢、顧客保護管理の推進等を通じ、リスクの適正な把握と管理に努めています。

事業の組織

総代会について

総代会の仕組み（役割）

信用組合は、組合員の相互扶助の精神を基本理念に金融活動を通じて経済的地位の向上を図ることを目的とした協同組合組織金融機関です。また、信用組合には、組合員の総意により組合の意思を決定する機関である「総会」が設けられており、組合員は出資口数に関係なく、一人一票の議決権及び選挙権を持ち、総会を通じて信用組合の経営等に参加することができます。

しかし、当組合は、組合員 39,082 名（令和 3 年 3 月末）と多く、総会の開催が困難なため、中小企業等協同組合法及び定款の定めるところより「総代会」を設置しております。

総代会は、総会と同様に組合員一人ひとりの意思が信用組合の経営に反映されるよう、組合員の中から適正な手続きにより選挙された総代により運営され、組合員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保しています。また、総代会は、当組合の最高意思決定機関であり、毎年事業年度終了後 3 ヶ月以内に開催される通常総代会と、他に臨時総代会があります。決算や事業活動等の報告が行われるとともに剰余金処分、事業計画の承認、定款変更、理事・監事の選任など、当組合の重要な事項に関する審議、決議が行われます。決議に必要な定数は、総代の過半数以上が出席し、その議決権の過半数の賛成を要します。定款の変更等特別の議事については、その議決権の 3 分の 2 以上の多数による議決を要すこととなっております。

総代は、組合員の代表として、総代会を通じて組合員の信用組合に対する意見や要望を信用組合経営に反映させる重要な役割を担っています。

当組合は、総代会に限定することなく、地区別懇談会の実施や日常の営業活動を通じて、総代や組合員とのコミュニケーションを大切にし、さまざまな経営改善に取り組んでいます。

総代の任期・定数及び選出方法

● 総代の任期・定数

- ・総代の任期は 3 年です。
- ・総代の定数は 100 人以上 120 人以内で、営業地区の組合員数に応じて各地区ごとに定められています。

● 総代の選出方法

- ・総代は、定款および総代選挙規程の定めるところより、選挙区ごとに選出されます。総代候補者（立候補者（推薦を含む））の数が、当該選挙区における総代定数を超えない場合は、その候補者を当選者として投票を行っておりません。当該選挙区の定数を超えた場合は、その選挙区に属する組合員より、公平に選挙を行い選出されます。

総代会の報告・決議事項

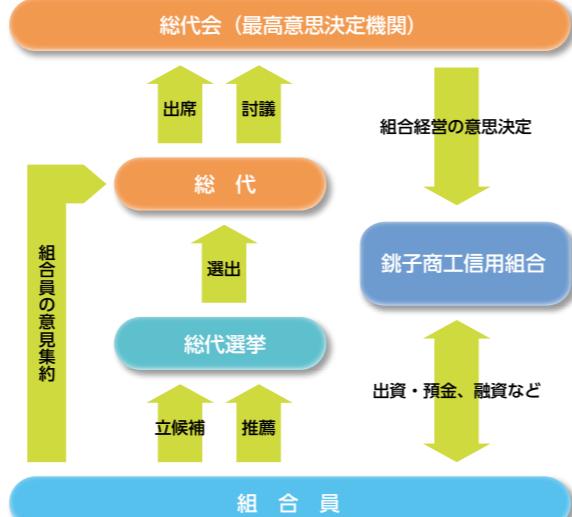
令和 3 年 6 月 25 日開催の第 68 回通常総代会において、次の報告ならびに決議事項が付議され、決議事項については、それぞれ原案通り承認可決されました。

〈報告事項〉

- 第 1 号報告 令和 2 年 4 月 1 日より令和 3 年 3 月 31 日に至る
第 68 期事業報告、貸借対照表および損益計算書の内容報告の件

〈決議事項〉

- 第 1 号議案 第 68 期剰余金処分案の承認を求める件
第 2 号議案 第 69 期事業計画および収支予算案の承認を求める件
第 3 号議案 理事および監事の報酬の承認を求める件
第 4 号議案 退任役員に対する退職慰労金贈呈の件
第 5 号議案 組合員脱退の承認を求める件



総代のみなさま

（敬称略・順不同）令和 3 年 5 月 26 日現在

本店地区(11)	江畠 修一〇 宮内 隆④	鈴木 勘智〇 兒玉 晃昌④	長谷川彰一〇 谷口 博則③	山本 耕一〇 青野 秀樹③	小倉 和俊〇 加瀬 昇一②	大岩 芳明〇
新生支店地区(7)	遠藤 孝二〇 越川 雄一①	宮内 滌男〇	大川 誠一〇 齋藤 正一〇	宮内 勝義〇	宮内	小原松五郎④
三崎支店地区(4)	江畠 徳元〇	垣内 幸夫〇	佐野 幸雄〇	飯嶋 正和〇		
清水支店地区(7)	片倉 透〇 飯田 寛彦①	奈村 一雄〇	勝浦 敏雄〇	岡根 清〇	江波戸 肇⑤	小西 誠一①
川口支店地区(4)	宮川 勝弘〇	浅田 栄一〇	宮川 英夫〇	加瀬 久男〇		
愛宕支店地区(5)	林 晃作〇	平野 恭男③	多田 淳一②	宮内 恒夫①	高木 秀吾①	
松岸支店地区(7)	櫻井 隆〇 櫻井 公恵③	石毛 誠〇	田杭 和彦〇	山口 純〇	名雪 順夫〇	櫻井 武〇
椎柴支店地区(6)	宮崎 裕光〇	古川 明〇	猿田 正城〇	石毛 元久〇	岡野 聰②	石毛 良紀①
東庄支店地区(4)	林 寛躬〇	岡部 隆夫〇	田谷長太郎〇	磯山 潔④		
小見川支店地区(9)	鶴嶋 亀男〇 室田 倫明④	菅谷栄次朗〇 小川 富正③	高橋 秀治〇 小林 隆寿②	前田 泰弘〇	原野 正躬④	鎌形 孝之④
佐原支店地区(11)	小林 利弘〇 文山 和彦③	篠塚 友孝〇 村松 和③	高橋 泰美〇 矢部 明②	遠藤 龍一〇 石井 良典②	鈴木 定吉④	長嶋 俊亮④
飯岡支店地区(4)	鈴木 一〇	仲條 一夫〇	鈴木 和江③	平野 陽一②		
海上支店地区(4)	鈴木 賴光〇	土川 峰仙〇	吉田 博美④	門脇 祥平③		
旭支店地区(9)	飯倉 基正〇 加瀬 一幸③	片山 黙〇 石橋 政信②	辻 隆明〇 高橋 光一①	石毛 光治〇	伊藤 哲郎〇	伊藤 晃〇
千潟支店地区(7)	川口 勝男〇 今関 幸男②	鈴木 哲雄④	阿曾 芳文③	守 正嗣③	太田 薫②	林 利夫②
横芝支店地区(4)	高橋新一郎〇	吉岡 昭②	早川 長吉②	鈴木 輝久①		
東金支店地区(3)	西村 康明〇	小川 敏彦〇	行木 義輝②			
九十九里支店地区(2)	鈴木 信二②	齊藤 龍次①				
八街支店地区(3)	小関 智之〇	幸島 正義③	武田 勝利②			
富里支店地区(2)	齋藤 明夫〇	内田三十四〇				
柏・松戸支店地区(7)	金子平太郎〇 岩立 俊男〇	小島 守雄〇 長谷川嘉津子④	長谷川嘉津子④ 永尾 鎮機〇	細田 清巳〇	後藤 武夫〇	

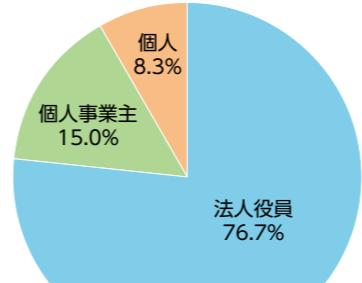
（注 1）（ ）の数字は地区定数を示しております。

（注 2）氏名の後に就任回数を記載しております。

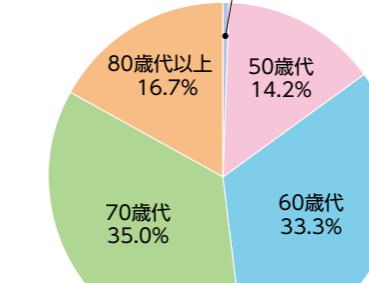
（注 3）就任回数が 5 回以上の場合は、◎で示しております。

総代の属性別構成

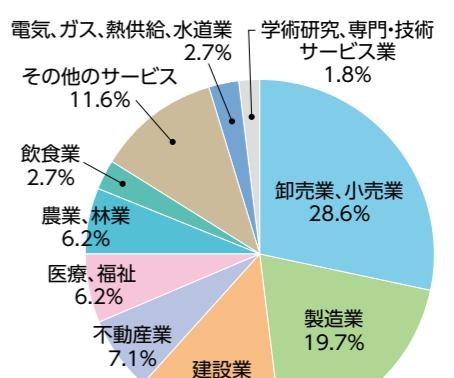
■職業別構成比



■年代別構成比



■業種別構成比



※業種別の構成比は、法人役員・個人事業主に限る

地区別懇談会の開催

ガバナンスの機能強化に向けた一環として、地区毎に総代等を対象とした地区別懇談会を毎年実施し、組合の経営実態、地域との関わり合いや社会を取り巻く諸問題等を説明する一方、総代等より利用者側の視点に立った意見や要望をいただき、信用組合経営に反映させております。

令和 2 年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、地区別懇談会の開催を中止いたしました。

事業の組織

報酬体系について

対象役員

当組合では、理事全員及び監事全員(非常勤を含む)の報酬体系を開示しております。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

● 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当組合の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に毎期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。なお、当組合では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

- a. 決定方法 b. 決定時期と支払時期

● 役員に対する報酬

区分	当期中の報酬支払額	総会等で定められた報酬限度額
理事	84	105
監事	13	15
合計	98	120

(単位:百万円)

(注1) 上記は、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第15条別紙様式第4号「附属明細書」における役員に対する報酬です。

(注2) 支払人数は、理事14名、監事3名です。

(注3) 使用人兼務理事5名の使用人分の報酬は、8百万円です。

(注4) 上記以外に支払った役員退職慰労金は、理事54百万円です。

● その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第23号)第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありません。

対象職員等

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当組合の職員で対象役員が受けける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当組合の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和2年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

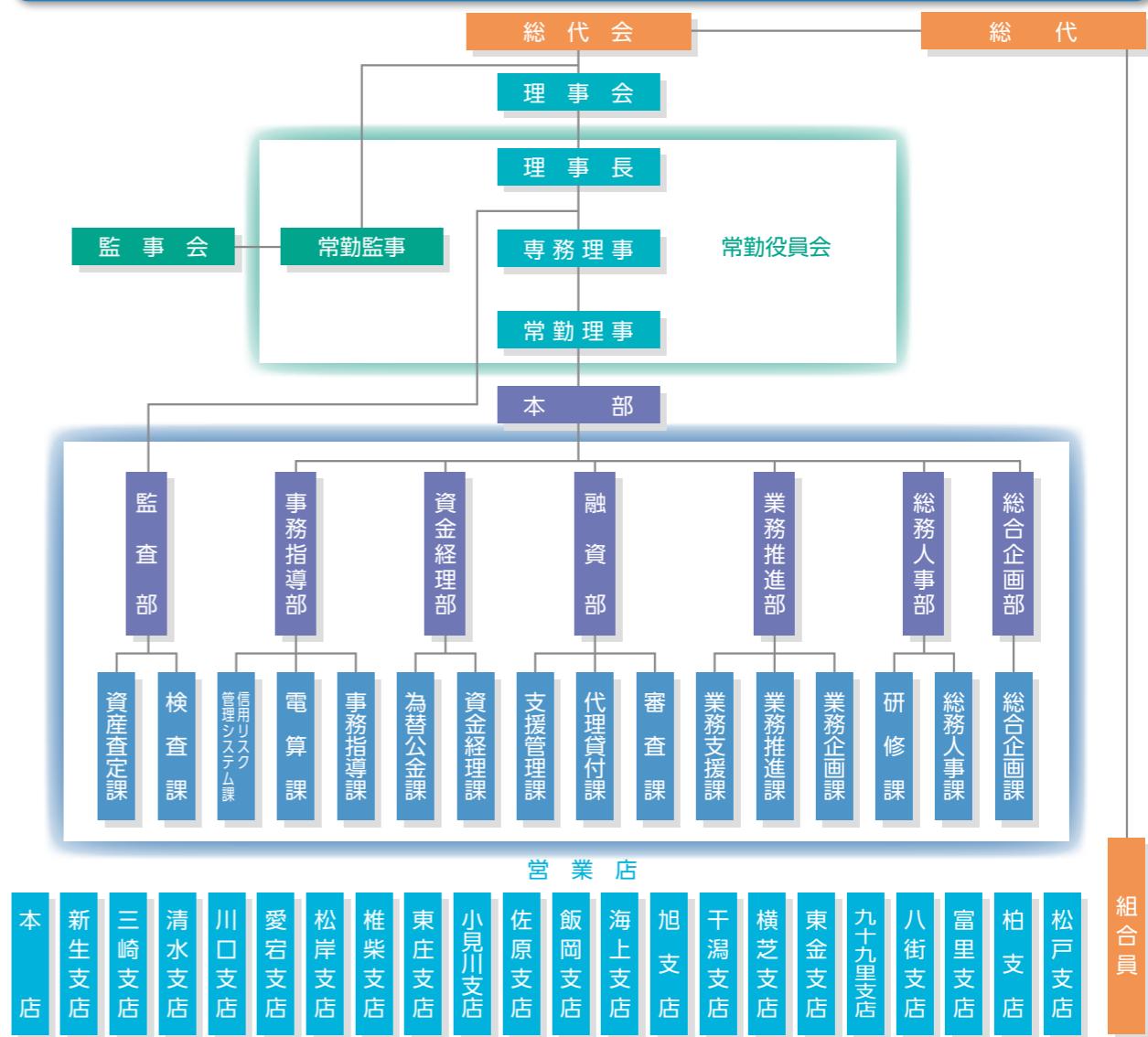
(注1) 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

(注2) 「同等額」は、令和2年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

(注3) 当組合の職員の給与、賞与及び退職金は当組合における「給与規程」及び「退職給与規程」に基づき支払っております。

なお、当組合は、非営利・相互扶助の協同組合組織の金融機関であり、業績連動型の報酬体系を取り入れた自社の利益を上げることや株価を上げることに動機づけされた報酬となっていないため、職員が過度なリスクティクを引き起こす報酬体系はありません。

組織図



令和3年6月25日現在

会計監査人の氏名又は名称

令和3年6月25日現在

千葉第一監査法人

役員一覧 (理事及び監事の氏名・役職名)

令和3年6月25日現在

理 事 長	岡野 繁	理 事	平沼 衛
専務理事	常世田祐一	理 事	田杭 宏行
常勤理事	鵜野澤 勅	理 事	泉 功
常勤理事	飯田 教久	理 事	岡田 知益
常勤理事	坂尾 育	理 事	仲田 博史
常勤理事	小橋 芳明	監 事	石上 藤吾
常勤監事	篠塚 國夫	監 事 (員外監事)	小田島國博

当組合は、職員出身者以外の理事5名の経営参画により、ガバナンスの向上や組合員の意見の多面的な反映に努めています。

事業の組織

店舗一覧

令和3年5月10日現在

店名	郵便番号	住所	電話	ATM	稼働時間
本店			0479-22-5300		
新生支店	288-0043	千葉県銚子市東芝町1-19	0479-22-4333	4台	●
三崎支店			0479-25-5700		
清水支店	288-0066	千葉県銚子市和田町7-8	0479-22-3737	2台	●
川口支店	288-0002	千葉県銚子市明神町2-309-5	0479-22-3710	1台	▲
愛宕支店	288-0007	千葉県銚子市愛宕町3520-6	0479-22-4111	1台	●
松岸支店	288-0836	千葉県銚子市松岸町3-273-1	0479-22-8822	2台	●
椎柴支店	288-0863	千葉県銚子市野尻町68-1	0479-33-1211	1台	●
東庄支店	289-0601	千葉県香取郡東庄町笹川い4713-74	0478-86-1123	1台	▲
小見川支店	289-0313	千葉県香取市小見川799-2	0478-82-2171	2台	●
佐原支店	287-0003	千葉県香取市佐原イ540	0478-52-5167	2台	●
飯岡支店	289-2712	千葉県旭市横根1280-1	0479-57-5500	1台	●
海上支店	289-2613	千葉県旭市後草2022-8	0479-55-5757	2台	●
旭支店	289-2516	千葉県旭市口1443	0479-62-3171	2台	●
干潟支店	289-2102	千葉県匝瑳市椿1268-142	0479-73-3955	2台	●
横芝支店	289-1732	千葉県山武郡横芝光町横芝2138-1	0479-82-2221	1台	●
東金支店	283-0802	千葉県東金市東金1059	0475-54-0123	1台	●
九十九里支店	283-0104	千葉県山武郡九十九里町片貝6685	0475-76-5561	1台	●
八街支店	289-1115	千葉県八街市八街ほ240-31	043-443-3011	1台	▲
富里支店	286-0221	千葉県富里市七栄298-6	0476-93-2241	1台	▲
柏支店	277-0005	千葉県柏市柏3-4-14	04-7164-3955	1台	▲
松戸支店	271-0077	千葉県松戸市根本11-4	047-367-2115	1台	▲

店舗外ATM

市役所 平日 9:00~17:00

●印店舗のATM稼働時間

平 日 8:00~21:00 土曜日 8:30~17:00
日・祝日 9:00~17:00

▲印店舗のATM稼働時間

平 日 8:00~19:00 土曜日 8:30~17:00

地区一覧

千葉県

銚子市 旭市 香取市 匝瑳市 山武市
東金市 大網白里市 成田市 我孫子市 柏市
松戸市 流山市 野田市 八街市 印西市
白井市 富里市 香取郡 山武郡 印旛郡

千葉市の一
(緑区土気町、大椎町、大木戸町、小山町、越智町、高津戸町、
大高町、上大和田町、小食土町、板倉町、下大和田町、
あすみが丘1丁目~9丁目、あすみが丘東1丁目~5丁目)

茨城県

潮来市 神栖市
稻敷市の一
(余津谷、清久島、橋向、押砂、曲渕、四ッ谷、六角、結佐、
佐原組新田、手賀組新田、八千石、神崎神宿、野間谷原、
神崎本宿、阿波崎新田、下須田新田、今、伊佐部、阿波崎、
下須田、釜井、上須田、飯島、上之島、西代、八筋川、境島、
大島、三島、本新、石納、佐原下手、脇川、中島、幸田、市崎、
福田、東大沼、町田、清水、新橋、佐原、光葉)

令和3年4月1日現在

当組合のあゆみ(沿革)

昭和

28年11月	銚子商工信用組合創業(銚子市陣屋町138番地) 初代理事長 田杭忠一
29年10月	本店移転(銚子市新生1丁目69番地)
29年11月	椎柴出張所開設(昭和35年椎柴支店へ昇格)
30年 6月	全国信用協同組合連合会へ加入
32年 2月	商工組合中央金庫代理業務取扱開始
33年12月	千葉県信用保証協会へ加入
34年 9月	中小企業金融公庫代理業務取扱開始
35年 3月	清水支店開設
37年11月	小見川支店開設
40年 3月	住宅金融公庫代理業務取扱開始
40年11月	佐原支店開設
42年11月	本店新築移転(銚子市東芝町1番地の15)
43年 4月	松岸支店開設
44年 4月	全国信用協同組合連合会代理業務取扱開始
46年 3月	旭支店開設
46年 3月	千葉県収納代理金融機関事務取扱開始
47年12月	山口七郎専務理事二代目理事長に就任
50年 2月	オフラインシステム稼動
55年 4月	松戸支店開設
57年12月	柏支店開設
58年 4月	東庄支店開設
58年 4月	電算センター新築移転
59年 6月	オンラインシステム稼動
59年 9月	干潟支店開設
60年 1月	CDキャッシングサービス開始
61年 8月	ATM土曜休日稼動開始
62年 8月	信組ネットサービス(SANCS)開始
63年10月	外国通貨両替業務取扱開始
63年12月	愛宕支店開設



創立時集合写真



オンライン電算処理開始

平成

2年12月	川口支店開設
3年10月	海上支店開設
5年 2月	三崎支店開設
5年10月	日銀歳入復代理店業務取扱開始
6年 3月	国債窓販業務取扱開始
7年 5月	新オンラインシステム稼動
8年12月	飯岡支店開設
12年 5月	信組共同センターへ加盟
12年 7月	デビットカード取扱開始
13年 5月	郵貯CDオンライン提携開始
13年12月	保険窓販業務取扱開始
14年 4月	植田久夫専務理事三代目理事長に就任
14年 8月	千葉県商工信用組合より東金地区5店舗の事業譲渡を受け総営業店舗数22店舗として新たにスタート
15年11月	創立50周年を迎える
16年 5月	インターネットバンキングサービス取扱開始
16年10月	茨城県潮来市・神栖市・稲敷市の一部(旧東町)が新たに営業地区に加わる
18年12月	投信窓販業務取扱開始
22年 6月	伊東輝侑専務理事四代目理事長に就任
23年 3月	東日本大震災により飯岡支店が被災
24年10月	ビジネスネットバンキングサービス取扱開始
24年11月	「経営革新等支援機関」の認定を受ける
25年 2月	でんさいネットサービス取扱開始
25年11月	創立60周年を迎える
28年 5月	本店新築移転オープン
30年 5月	信託契約代理業務取扱開始



創立60周年記念式典



新本店オープン

令和

元年 9月	堀猛専務理事五代目理事長に就任
3年 4月	岡野繁専務理事六代目理事長に就任
3年 5月	新生支店・三崎支店を本店内に移転



その他業務

主な手数料一覧表

為替関連手数料

種類		他行宛	当組合宛 本支店 同一店
振込手数料	窓口利用	電信扱(注1) 5万円未満 5万円以上	1件につき 660円 880円
		文書扱	550円 770円
	総合振込	5万円未満 5万円以上	1件につき 550円 770円
	ATM利用 (キャッシュカード)	5万円未満 5万円以上	1件につき 440円 660円
	ATM利用 (現金)	5万円未満 5万円以上	1件につき 440円 660円
	定額自動送金	5万円未満 5万円以上	1件につき 440円 660円
	インターネットバンキング	5万円未満 5万円以上	1件につき 220円 440円
			1件につき 110円 220円
			無料
			無料

(注1) 視覚障がいの方の窓口電信扱手数料は、ATM利用と同額になります。

送金手数料	当組合本支店宛	1件につき	440円
	他 行 宛	普通扱1件につき	660円

支払場所			
代金取立手数料	お取引店および当組合本支店のもの 東京手形交換所区域内のもの	1通につき	440円 660円
	上記以外の個別取立	1通につき	普通扱 880円 至急扱 1,100円

組戻手数料	送金、振込の組戻料	1件につき	880円
	取立手形組戻料	1通につき	1,100円
	取立手形店頭呈示料	1通につき	1,100円
	但し、1,100円を超える実費を要する場合はその実費を申し受けます。		
	不渡手形返却料	1通につき	1,100円
	依頼返却手数料	1通につき	1,100円
	異議申立預託手数料	1件につき	5,500円

融資関連手数料

融資事務手数料	手形貸付用紙代 一般証書貸付用紙代	新規・書替 新規	1枚につき 1枚につき	220円 550円
	融資当座貸越 割引手形用照会事務	新規・更新	1件につき	1,100円
	条件変更手数料(返済額の変更等)		1件につき	1,100円
	支払利息証明書		1通につき	3,300円
	融資承諾証明書(融資見込額×0.01%)			3,300円~11,000円

不動産担保事務手数料	担保設定額3,000万円超 担保設定額3,000万円以下		44,000円 33,000円
担保物件数が5筆(棟)を超える場合は25筆(棟)までは1筆(棟)増す毎に1,100円を加算します。 また、25筆(棟)を超える場合は25筆(棟)とします。			
上記に加え ①共同担保で登記所が異なる場合 ②遠隔地(当組合営業区域外)調査 ①②で旅費、交通費が必要な場合は、実費を加算させていただきます。			
追加担保または極度額変更 担保物件の一部抹消 根抵当権の抹消			

住宅ローン関連手数料	住宅ローン不動産担保事務手数料(短・長期間型、一般住宅資金)		33,000円
	全国保証株式会社付住宅ローン事務取扱手数料		77,000円
	条件変更手数料	特約固定金利選択 その他の条件変更	1回につき 1回につき 5,500円 3,300円
	証書貸付繰り上げ 返済手数料		返済額(万円単位)×0.330% 但し、最低金額3,300円、上限金額33,000円とさせていただきます。

※手数料は、消費税を含んだ金額を表示しております。くわしくは窓口または営業担当者までお問い合わせください。

(令和3年4月1日現在)

当座預金関連手数料

当座預金小切手帳	1冊(50枚綴)	1,100円
約束手形・為替手形帳	1冊(25枚綴)	825円
マル専手形	□座開設料1口座	3,300円
	1枚につき	550円
自己宛小切手	1枚につき	550円

再発行手数料

証書・通帳	1冊につき(紛失・盗難・汚損のみ)	1,100円
カード(キャッシュカード・ローンカード・貯金用)	1枚につき(紛失・盗難・汚損のみ)	1,100円
貸金庫の鍵	1個につき	13,200円~16,500円
夜間金庫の鍵	1個につき	2,750円
夜間金庫のバッグ	1個につき	4,400円

その他各種手数料

残高証明書発行手数料	継続発行	550円
	随時発行	1,100円
取引履歴発行手数料	基本(10枚まで)	550円
	10枚を超える分1枚につき	22円
個人情報開示請求手数料	基本項目について1通	1,100円
夜間金庫使用料	基本手数料(月額)	2,200円
	専用入金帳1冊(50枚)	3,300円
貸金庫	1庫につき年間 (本店・飯岡支店)	7,920円~ 26,400円
国債口座管理手数料	1口座につき	無料
保護預り	1件につき 年間	2,640円
株式払出手数料	5万円未満 5万円以上	払込金額の3/1,000+消費税 払込金額の2/1,000+消費税
税金・公共料金等納付取次手数料	当組合が取扱店でないもの	1件につき 440円

インターネットバンキング基本手数料

インターネットバンキングサービス	基本手数料(月額)	110円
ビジネスネットバンキングサービス	基本手数料(月額)	照会・振込振替サービス 上記サービスに加えファイル伝送サービス(注2)をご利用の場合
		1,100円 3,300円

ホームページ(VALUXサービス・FAX)基本手数料も上記料金に含まれます。

(注2) ファイル伝送サービスをご利用の場合、給与振込・賞与振込の振込手数料は無料になります。

窓口両替(円貨)手数料

両替枚数	1~50枚	51~500枚	501~1,000枚	1,001~2,000枚	2,001枚以上
手数料	無料	330円	550円	1,100円	1,000枚毎に 440円を加算
同一金種への交換(新券への交換、汚損した現金の交換、記念硬貨の交換)は、無料とさせていただきます。					
両替枚数は、お客様が「ご持参された紙幣・硬貨の合計枚数」と「お持ち帰りになる紙幣・硬貨の合計枚数」のいずれか多い方の枚数となります。					
ご預金からのお引出しの際に金種をご指定される場合、ご指定の紙幣及び硬貨枚数の合計枚数に応じて、手数料をお支払いいただきます。					
金種指定払出のお取扱いについては、1万円券は枚数に含みません。					
一日に複数の両替や複数のご名義で一度に両替を行う場合、また、一つの口座から複数の払戻請求書に分けてお引出しされる場合には、合計枚数に応じて手数料をお支払いいただきます。					

硬貨入金手数料

地域を応援する取り組み

■ 地域とともに歩む当組合の経営姿勢

当組合は千葉県東総、北総、印旛、山武、東葛地区および茨城県の一部を営業地区として、地域における中小企業者や住民のみなさまが組合員となり、お互いに助け合い発展していくという相互扶助の考え方に基づき運営されている協同組合組織の金融機関です。「地域社会の幸せづくりに奉仕する」を経営理念として地域経済と関わり、地縁・人縁により中小企業者や住民のみなさま一人一人の顔が見えるきめ細やかな取引を通じ、事業の発展や生活の質の向上に貢献するため、組合員の利益を第一に考える活動を基本としております。また、地域社会の一員として当組合の経営資源を活用し、地域社会の生活の質や文化の向上に積極的に取り組んでおります。

■ 預金・融資を通じた地域貢献

地域のお客様からお預りした大切な預金積金は、中小企業者や個人のお客様に対するご融資としてご利用頂くことにより、お客様の事業の発展や生活の充実のお手伝いをしております。

令和3年3月31日現在

預金積金残高：278,531百万円
出資金残高：865百万円



貸出金残高：123,712百万円

● 地方公共団体

千葉県他 11市町
11,870百万円

● 事業性融資

2,831先
85,345百万円

設備資金
32,734百万円

運転資金
52,611百万円

● 個人向け融資

5,235先
26,495百万円
住 宅 ローン 14,856百万円
消費 者 ローン 2,127百万円

貸出金残高
123,712百万円

貸出金以外の運用：205,526百万円

預け金や有価証券等で運用しております。預け金は主に全国信用協同組合連合会への預け金としており、有価証券は安全性を重視し、国債等の債券を中心に運用しております。

地方自治体制度融資の取扱状況

当組合は、千葉県及び営業店が所在する市町における中小企業向け制度融資の取扱窓口に指定されております。令和3年3月末において2,338件、22,487,498千円のご利用をいただいております。

令和2年度 中小企業向け制度融資取扱残高

千葉県制度融資	2,140件	21,781,723千円	各市町制度融資	198件	705,775千円
事業資金・サポート短期資金・小規模事業資金・創業資金・挑戦資金・経営力強化資金・セーフティネット資金・再生資金・事業承継資金・観光施設資金・環境保全資金・障害者雇用推進資金・事業承継特別資金・事業継続強化資金・新型コロナウイルス感染症対応特別資金・新型コロナウイルス感染症対応伴走支援資金					

銚子市中小企業資金
香取市中小企業資金
旭市中小企業資金
匝瑳市中小企業資金
東庄町中小企業資金
東金市中小企業資金
九十九里町中小企業資金

融資商品のご案内

当組合では、中小企業や地域のお客様の資金ニーズにお応えするため、次のような融資商品をお取り扱いしております。

事業者向けご融資

令和2年度取扱残高 | 2,231件 | 22,599百万円

事業資金	<input type="checkbox"/> TKC経営者ローン <input type="checkbox"/> 当座貸越ローン 当貸biz	無担保、第三者保証不要の事業性資金です。お客様のさまざまな資金需要にお応えします。
	<input type="checkbox"/> NEWエール <input type="checkbox"/> しんくみパートナーズ	無担保、第三者保証不要、ご融資金額500万円までの小口事業性資金です。
	<input type="checkbox"/> 創業支援ローン	創業を目指す方、創業まもない方を応援する日本政策金融公庫との提携事業性資金です。
農業・漁業事業資金	<input type="checkbox"/> 新型農業者ローン <input type="checkbox"/> 肉用牛ABL(譲渡担保融資) <input type="checkbox"/> 豚キャッシュフロー融資 <input type="checkbox"/> 事業性アグリローン	農機具等購入資金、農業資材等支払資金などの農業に関する支払資金にご利用いただけます。また、肉用牛を担保とするABL融資、豚販売代金によるキャッシュフロー融資、認定農業者が対象の無担保・無保証融資もお取り扱いしております。
	<input type="checkbox"/> 株式会社日本政策金融公庫保証融資 <input type="checkbox"/> 千葉県農業信用基金協会保証融資 <input type="checkbox"/> 千葉県漁業信用基金協会保証融資	公庫・信用基金協会保証付融資をお取り扱いしております。農業・漁業に関する運転資金・設備資金にご利用いただけます。
保証協会保証付融資	<input type="checkbox"/> 創業関連保証制度融資 <input type="checkbox"/> 経営安定関連保証(セーフティネット保証)制度融資 <input type="checkbox"/> 経営力強化保証制度融資 <input type="checkbox"/> 成長発展支援保証制度(リートナ-ちば+)融資 <input type="checkbox"/> 持続的発展支援保証制度(ささえあいちば+)融資	中小企業者の方の円滑な資金調達を支援するため、信用保証協会保証制度による融資に取り組んでおります。
コロナ対応融資 災害緊急融資	新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けている中小企業者の方、災害により被害を受けた中小企業者の方へ、当組合独自融資商品の他、千葉県制度融資、信用保証協会保証制度融資等をお取り扱いしております。	

個人向けご融資

令和2年度取扱残高 | 2,221件 | 15,290百万円

住宅ローン	<input type="checkbox"/> 住宅ローンNewライフ <input type="checkbox"/> 住まいのアシスト <input type="checkbox"/> 住まいのいちばんネクストV <input type="checkbox"/> 無担保住宅借換ローン <input type="checkbox"/> 住まいのいちばんセレクト <input type="checkbox"/> 多目的ローン(リフォームローン) <input type="checkbox"/> フラット35 など	金利選択型住宅ローン、無担保借換住宅ローン、リフォームローン、親子リレーローン、がん保険特約付住宅ローン、さらに住宅金融支援機構提携「フラット35」等の各種商品により、お客様のさまざまな住宅資金ニーズにお応えします。
	<input type="checkbox"/> 多目的ローン(奨学ローン) <input type="checkbox"/> 教育ローン <input type="checkbox"/> 教育ローン極度型チャンス <input type="checkbox"/> 教育カードローンチャンスII など	大学、短大、専門学校等の学費資金としてご利用いただけます。この他、株式会社日本政策金融公庫による教育ローン、銚子市在住の方が対象の学費資金「銚子市育英資金」等もお取り扱いしております。

地域を応援する取り組み(中小企業の経営改善のための取り組み)

■ 中小企業の経営支援に関する取組方針

当組合は、地元中小企業をはじめ、地域のお客様のさまざまな資金ニーズにお応えすること、また身近な頼れる相談相手としてお客様の悩みを共に考え、共に問題の解決に努めていくことが最も重要な役割の一つであると位置付けており、信用組合の特性を活かした営業活動のもと、お客様の状況をきめ細かく把握し、他金融機関・外部機関等と十分な連携・協力をを行い、円滑な資金供給や貸付の条件変更等に努めております。

また、当組合はお客様への経営相談等のコンサルティング機能の発揮を通じ、地域の中小企業のお客様の経営改善・再生支援等に向けた取り組みを最大限支援してまいります。これら中小企業のお客様への支援等のもと、地域経済の活性化に積極的に貢献するよう努めてまいります。

■ 中小企業の経営支援に関する態勢整備の状況

中小企業をはじめとした地域のお客様のさまざまな資金ニーズにお応えするため、以下のとおり態勢整備に努めています。

- 専担部署を設置し、関係部署・営業店と連携した融資相談への対応や、外部機関との連携に取り組み、積極的な法人取引支援に努めています。また中小企業の大きな課題である事業承継をはじめとした各種支援策の提案にも取り組んでいます。
- 本部・営業店が連携し、再生支援先であるお客様への経営改善計画書策定支援や経営改善進捗状況のモニタリング等の強化に取り組んでいます。さらに外部専門家や外部機関との連携を強化し、お客様の再生支援・経営改善支援に努めています。
- 経営革新等支援機関として、各種補助金や各支援機関・相談窓口等についてお客様へ情報提供とともに、補助金申請等に対し事業計画策定支援等を行っています。

【新型コロナウイルス感染症の影響拡大への対応】

- 新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けて、当組合は営業店・本部が連携し、いち早く取引先の状況把握に努め、当組合「新型コロナウイルス対策緊急融資」や千葉県制度融資「新型コロナウイルス感染症対応特別資金」等の取り扱いにより迅速な資金供給に取り組みました。
- 感染拡大の影響を受けた取引先の貸付条件変更手数料の他、一部手数料免除を実施、経営状況に応じた貸付条件変更へ対応し、経営の安定化を支援しております。
- 経営相談会や経営セミナーの案内、ビジネスマッチングの提案など、各種支援策に関する情報提供を行い経営支援に取り組んでいます。
- 融資先に対し、定期的な状況把握や業況分析を行い、状況に応じた融資提案や支援金・補助金等の各種支援策の提案を行うなど、きめ細やかな対応に努めています。

経営支援・ 再生支援 態勢の強化

- 外部専門家・外部機関との連携により、経営改善計画策定支援、経営アドバイス・情報提供の実施、ビジネスマッチングによる販路拡大、業務サービス向上、税務・財務等相談業務の実施、さらに海外展開や事業承継支援等に取り組んでいます。

【連携先機関】

- ◆日本貿易振興機構（JETRO） ◆地域経済活性化支援機構（REVIC）
- ◆東日本大震災事業者再生支援機構 ◆中小企業基盤整備機構
- ◆中小企業再生支援協議会 ◆産業復興相談センター
- ◆千葉県信用保証協会 ◆千葉県産業振興センター
- ◆千葉県経営改善支援センター ◆千葉県事業承継・引継ぎ支援センター
- ◆千葉県商工会議所連合会 ◆千葉県税理士会
- ◆千葉県行政書士会
- TKC 千葉会 ●レックス法律事務所 ●リンクアーズ（株） ●ヘイ（株）（旧コイニー（株））
- （株）バトンズ
- 日本政策金融公庫

外部専門家・ 外部機関との 連携

■ 中小企業の経営支援に関する取組状況

創業・新規事業開拓の支援

地域経済の活性化に向けて、新たな事業の創生や新規事業の発生及びお取引先企業の事業展開へ資するため、資金供給等を通じ、創業・新規事業支援に取り組んでいます。

成長分野向け融資	環境・エネルギー事業分野、観光事業分野 医療・介護・健康関連分野、 高齢者向け事業分野、農林水産業分野、 アジアにおける投資・事業展開分野	令和2年度 取り扱い	11件	788百万円
創業支援資金	保証協会保証付融資・県制度融資等		11件	53百万円

● 地域の創業促進を目指して

- 銚子市創業支援事業計画に基づき実施された銚子商工会議所主催の創業スクール（令和3年1月～2月）に当組合も創業支援事業者として参画するとともに、創業スクール修了者を対象とした協調融資制度（銚子創業スクール・タイアップローン）の取り扱いを実施しております。



- 柏市のコワーキングスペース「KASHI-WORK（カシワーク）」の開業に際し、資金供給をはじめ、施設運営システム導入や入居企業のマッチング等、取引先との連携を通じ支援しました。取引先間のビジネスマッチングにより、新たな事業が展開しております。当組合は今後も取引先ネットワークを活用し、地域活性化を目指して企業の経営支援に取り組んでまいります。



- 当組合は日本政策金融公庫との提携商品「創業サポート翼 - つばさ - 」の取り扱いにより、資本性ローンによるベンチャー企業への資金支援をはじめ、事業計画策定支援、経営アドバイス等のサポートを通じ、創業・第二創業を目指す方、スタートアップ企業への経営・金融支援に取り組んでおります。

● 取引先の事業承継及び新規事業展開を支援

新規事業展開を機に、後継者への事業承継を検討していた取引先（介護事業経営）より相談を受けた当組合は、外部連携先の会計事務所・司法書士事務所と様々な角度から検討を行いました。医療に特化した介護施設開業を目指し、提携事業者との経営統合を目指す取引先の意向を踏まえ、新規事業に伴う資金供給支援の他、組織変更、代表者変更、許認可手続、従業員雇用等についても連携・提案を行いました。度重なる協議を経て、事業承継が実施され新会社が設立、新規事業が順調にスタートしました。

今後も地域に密着した金融機関として、お客様の課題解決・経営支援に取り組むことを使命として、地域の活性化を目指してまいります。

中小企業の経営支援に向けた職員の育成

当組合は、事業性評価に基づく融資推進や、事業承継をはじめとした経営支援への取り組み強化、融資能力のレベルアップを図るため、継続的に各種外部研修への参加や外部機関と連携した研修会開催、組合内研修の実施、さらに自己啓発のための通信講座受講・資格取得等に取り組んでいます。

※令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、多くの研修等の開催が中止となりましたが、オンラインにて実施された研修会・セミナーに参加し、融資能力向上に努めました。

- 上部団体等が主催するオンライン融資研修講座に職員が参加し、融資実務や事業性評価融資等について学びました。
- 中小企業基盤整備機構主催の事業承継支援者オンラインセミナーに本部職員が参加し、コロナ禍における事業承継支援のあり方について受講しました。
- 自己啓発として事業承継アドバイザー、事業性評価融資に向けた資格取得に取り組みました。



地域を応援する取り組み(中小企業の経営改善のための取り組み)

成長段階による支援

事業拡大のための資金需要に対応しております。事業価値を見極める融資手法として、不動産担保や個人保証に過度に依存しない融資を推進するとともに、お客様への情報提供等を通じたビジネスマッチングにも取り組んでおります。

事業性融資	無担保・第三者保証不要の小口事業性融資 「NEW エール」 TKC と連携した無担保・第三者保証不要融資 財務内容によって金利優遇「TKC 経営者ローン」	令和2年度 取り扱い	21件	70百万円
	農業者向け譲渡担保融資(ABL)「肉用牛 ABL」 キャッシュフロー融資「豚キャッシュフロー融資」 認定農業者向け融資「事業性アグリローン」 農業者向け無担保融資「新型農業者ローン」		15件	78百万円
千葉県信用保証協会 提携商品 千葉県制度融資	財務内容に基づくスピード審査、第三者保証不要融資 「ダッシュ 5,000」「サポート 3,000」「アクティブ」 動産担保融資制度(ABL)		3件	130百万円

●事業発展に向けた支援

◆決済サービスの導入支援

当組合はハイ(株)(旧コイニー(株))と業務提携し、地域の事業者の方に対し、スマートフォンやタブレット端末を使った決済サービス「STORES 決済」の導入支援を行っております。令和2年度は決済端末無償・振込手数料無料キャンペーンを実施し、事業者の皆様のキャッシュレス決済導入を積極的に支援しました。



◆よろず支援相談会の実施

地域の中小企業・小規模事業者の皆様が抱える経営課題解決や事業計画実現等に向け、千葉県産業振興センターと共に、「千葉県よろず支援相談会」を当組合営業店にて定期的に開催し、多くのお客様にご利用いただいております。令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、オンラインで相談会は実施されました。

◆無料法律相談会の実施

業務委託先であるレックス法律事務所による無料法律相談会を実施しております。地域の事業者の皆様の法務相談に所属弁護士が対応しております。令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、オンラインで相談会は実施されました。

◆中小企業支援策を活用した支援

当組合は、経営革新等支援機関として各中小企業支援策を活用し、地域の事業者の方への支援に積極的に取り組んでおります。令和2年度は、事業再構築補助金、ものづくり補助金、商店街活性化事業補助金等の申請支援に取り組み、1先が採択・承認を受けました。

また、新型コロナウイルス影響拡大に伴い実施された給付金申請手続支援や、登録確認機関として一時支援金の事前確認作業の実施、固定資産税・都市計画税減免申請における確認作業の実施等に取り組み、事業者の方の事業継続を支援しました。

●ビジネスマッチングに向けた取り組み

◆クラウドファンディング「MOTTAINAIもっと」活用による支援

新型コロナウイルスの影響を受けている事業者の皆様を支援するため、当組合お取引先に信用組合業界のクラウドファンディング「MOTTAINAI もっと 新型コロナ対応事業者応援プロジェクト」を手数料無料でご利用いただいております。令和3年3月末までに6先のお取引先にご利用いただき、売上向上・販路開拓に取り組んでいただきました。



◆宿泊事業者向けセミナーの実施

全国の信用組合取引先宿泊事業者を対象としたオンラインセミナー「宿泊事業者向けセミナー(令和2年11月)」に当組合取引先企業3社にご参加いただき、コロナ禍における営業戦略、感染対策等について受講いただきました。

経営改善・事業再生・業種転換等の支援

本部・営業店が連携し、再生支援先であるお客様と協力のうえ「経営改善計画書」を作成、「再生支援」「経営改善支援」を実施しているほか、必要に応じて千葉県中小企業再生支援協議会等の外部機関を利用し、支援に取り組んでおります。

- TKC会員税理士、千葉県産業振興センター等との連携により、経営改善計画策定支援、お取引先の事業再生・経営改善に向けた支援を実施しております。
- 営業店と一体となった改善支援指導を実施、経営改善計画書を124件作成し経営改善に取り組みました。
また再生支援先以外の条件変更先についても簡易的な計画書提出を求めた上、検証を行うこととし、小規模事業者の方への経営改善に向けた支援に取り組んでおります。計画書に基づき、定期的な訪問や当組合職員との面談を通じモニタリングを行い、経営状況の把握や経営支援に努めております。
- 外部機関を積極的に活用(中小企業再生支援協議会:8件、経営サポート会議:12件、千葉県経営改善支援センター:1件、東日本大震災事業者再生支援機構:2件)し、お取引先の経営改善支援に取り組んでおります。

●事業承継に向けた支援

当組合は、千葉県内の金融機関・商工団体等が連携して中小企業の事業承継を支える「事業承継支援ネットワーク」に参加し、取引先へのアンケート実施による事業承継ニーズの把握、ヒアリングシート活用により営業店・本部が一体となり事業承継に関する課題解決に取り組んでおります。また当組合本店に事業承継相談窓口を設置、相談受付や外部支援機関の紹介等を行うとともに、産業振興センター、千葉県事業承継・引継ぎ支援センターとの連携を強化し、親族内承継およびM&A等の第三者への事業引継ぎへの相談にも対応しております。

「経営者保証に関するガイドライン」への対応

当組合では、「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客様からお借り入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応する態勢を整備しております。経営者保証の必要性については、お客様との丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。また、どのような改善を図れば経営者保証の解除の可能性が高まるかなどを具体的に説明し、経営改善支援を行っております。

●「経営者保証に関するガイドライン」の活用に係る取り組み事例(令和2年度)

地元道の駅等を販路を持つ取引先農業法人より融資申込を受けた当組合は、当該農業法人が道の駅の他、生協等を主力取引とし販路が安定していること、地元農産物の卸売業者として歴史が長く、数多くの契約農家を持ち信頼が厚いこと、また事業内容の公共性・透明性が保たれていること、さらに法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されていること等を踏まえ、「経営者保証に関するガイドライン」に基づく経営者保証に依存しない融資利用への対応として、経営者保証を求めず対応することとしました。

●「経営者保証に関するガイドライン」への対応状況

	平成31年4月～令和元年9月末	令和元年10月～令和2年3月末	令和2年4月～令和2年9月末	令和2年10月～令和3年3月末
新規に無保証で融資した件数	494件	455件	658件	428件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	29.79%	29.45%	34.32%	36.11%
保証契約を解除した件数	4件	16件	8件	16件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数	0件	0件	0件	0件
事業承継時における保証徴求割合(4類型)				
①新旧両経営者から保証徴求 = $\frac{(1)}{(1+2+3+4)} \times 100$	67.86%	44.83%	60.00%	14.29%
②旧経営者のみから保証徴求 = $\frac{(2)}{(1+2+3+4)} \times 100$	17.86%	0.00%	8.00%	9.52%
③新経営者のみから保証徴求 = $\frac{(3)}{(1+2+3+4)} \times 100$	14.28%	55.17%	24.00%	76.19%
④経営者からの保証徴求なし = $\frac{(4)}{(1+2+3+4)} \times 100$	0.00%	0.00%	8.00%	0.00%

地域を応援する取り組み(金融仲介機能のベンチマーク～金融仲介機能の発揮状況について～)

当組合は地域金融機関として、地元中小企業をはじめ地域のお客様のさまざまな資金ニーズにお応えするとともに、身近な頼れる相談相手として、お客様の課題解決に努めることが最も重要な役割の一つであると位置付けております。地域の人口減少や経済縮小が懸念される中、「金融仲介機能のベンチマーク」を積極的に活用し、金融仲介機能の質を高め、さらなる地域の成長・発展に貢献できるよう業務に取り組んでまいります。

以下に当組合が活用した主なベンチマークについて記載致します。

金融仲介機能のベンチマークとは

金融機関の経営理念や事業戦略等に掲げる金融仲介機能の質をさらに高め、取り組みの進捗状況や課題等を自己評価するため、金融庁が平成28年9月に策定・公表した指標です。ベンチマークには以下の種類があります。

共通ベンチマーク	全ての金融機関が金融仲介の取り組みの進捗状況や課題等を客観的に評価するために活用
選択ベンチマーク	各金融機関が自身の事業戦略やビジネスモデル等を踏まえて選択
独自ベンチマーク	金融機関において金融仲介の取り組みを自己評価する上でより相応しい独自の指標がある場合に、独自で設定

※各項目の定義については、当組合の基準により作成しております。

■ 共通ベンチマーク

●取引先企業の経営改善や成長力の強化

内 容	令和2年3月末		令和3年3月末	
メイン先数		1,565先		1,730先
メイン先の融資額		600億円		735億円
経営指標等が改善した先数		286先		244先

●取引先企業の抜本的事業再生等による生産性の向上

内 容	令和2年3月末				令和3年3月末			
中小企業の条件変更先に係る 経営改善計画の進捗状況	条変总数	好調先	順調先	不調先	条変总数	好調先	順調先	不調先

内 容	令和2年3月末				令和3年3月末			
金融機関が関与した創業、 第二創業の件数	創業件数	第二創業件数	創業件数	第二創業件数				

内 容	令和2年3月末					令和3年3月末						
	全与信先	創業期	成長期	安定期	低迷期	再生期	全与信先	創業期	成長期	安定期	低迷期	再生期
ライフステージ別の与信先数	2,812先	121先	78先	754先	59先	166先	2,946先	126先	84先	780先	63先	159先
ライフステージ別の与信先 への融資残高	861億円	42億円	43億円	369億円	28億円	111億円	1,005億円	28億円	68億円	436億円	44億円	130億円

※決算資料を5期分徴求できている先を集計対象としています。

●担保・保証依存の融資姿勢からの転換

内 容	令和2年3月末				令和3年3月末			
	先数	融資残高	先数	融資残高				
事業性評価に基づく融資を行っている与信先数及び融資残高	986先	298億円	982先	329億円				
全与信先数及び当該与信先の融資残高に占める割合	35.0%	34.5%	33.3%	35.8%				

■ ベンチマークに対応した取り組み事例



●「千葉県よろず支援相談会」のオンライン開催



●「一時支援金」登録確認機関事前確認の実施による申請支援



●JALショッピングサイト「フードロス削減」企画のご紹介

■ 選択ベンチマーク

●地域へのコミットメント・地域企業とのリレーション

内 容	令和2年3月末	令和3年3月末
メイン取引先数の推移	1,636先	1,809先
全取引先数に占める割合	57.7%	61.1%

●事業性評価に基づく融資等、担保・保証に過度に依存しない融資

ベンチマーク内容	令和2年3月末	令和3年3月末
事業性評価の結果やローカルベンチマークを示して対話をしている取引先数	1,317先	1,469先
うち労働生産性向上に資する対話をしている取引先数	135先	94先

内 容	令和2年3月末				令和3年3月末			
	与信先数①	融資残高②	無担保融資先数③	無担保融資残高④	与信先数①	融資残高②	無担保融資先数③	無担保融資残高④
中小企業融資における無担保融資先数、及び無担保融資額の割合	2,773先	803億円	1,740先	186億円	62.7%	23.2%	2,897先	859億円

内 容	令和2年3月末				令和3年3月末			
	与信先数①	無保証 メイン先数②	②/①	与信先数①	無保証 メイン先数②	②/①		
中小企業与信先数のうち無保証の メイン取引先数の割合	2,773先	214先	7.7%	2,897先	220先	7.5%		

内 容	令和2年3月末				令和3年3月末			
	融資残高①	保証協会付融資残高②	100%保証付融資残高③	②/①	融資残高①	保証協会付融資残高②	100%保証付融資残高③	②/①
中小企業融資のうち信用保証協会 保証付き融資額、及び100%保証 付き融資額の割合	861億円	156億円	0.9億円	18.1%	917億円	284億円	0.5億円	30.9%

●本業支援・企業のライフステージに応じたソリューションの提供

内 容	令和2年3月末			令和3年3月末		
	全取引先数①	本業支援先数②	②/①	全取引先数①	本業支援先数②	②/①
本業支援先数及び全取引先数に 占める割合	2,835先	108先	3.8%	2,956先	43先	1.4%

内 容	令和2年3月末			令和3年3月末
-----	---------	--	--	---------

地域を応援する取り組み(地域の活性化へ向けた取り組み・地域とのふれあい)

銚子商工は地域社会の一員として、地域のみなさまのお役にたてるようさまざまな活動を行って

おります。

地域の活性化に向けて

● 地域活性化に関する包括連携協定締結

令和3年3月18日、東庄町との地域活性化に関する包括連携協定を締結しました。本協定は、当組合と東庄町の双方が有する資源を有効に活用し、地域社会の発展や地域経済の活性化および町民サービスの向上を図ることを目的としております。本協定の締結により幅広い分野で連携し、東庄町の活性化や町民の皆様への新しいサービスの創出などに積極的に取り組んでまいります。



● 災害及び感染症対応に係る連携・協力に関する覚書の締結

令和2年12月18日、(株)日本政策金融公庫千葉支店と「災害及び感染症対応に係る連携・協力に関する覚書」を締結しました。千葉県内における災害等の対応のため相互に協力、情報共有し、災害復旧および感染症対応の円滑化を図ることを目的とした本覚書の締結により、新型コロナウイルス感染拡大や自然災害で経営に影響を受けたお取引先への迅速な支援に努めてまいります。

● プレミアム付商品券の取り扱い支援

当組合は銚子市、香取市および東庄町におけるプレミアム付商品券事業実施にあたり、事務委託の要請を受け換金等の事務処理を実施しました。地元金融機関として事務対応による事業の支援に取り組みました。



● 親睦行事を通じた取引先支援

当組合の親睦団体「信友会」では、地域の清掃活動や募金活動などを実施しております。令和2年度は、新型コロナウイルスの影響を受けているお取引先を応援するため、各店のお取引先商品・サービスを信友会が購入し、職員にそれら商品等が抽選で当たる大抽選会を企画しました。

この企画により、各営業エリアのお取引先商品等を良く知ることができ、さらに利用機会が増えることとなりました。今後もこのような様々な活動を通じ、地域のお取引先支援、地域の活性化を目指してまいります。

金融犯罪対策への取り組み

電話 de 詐欺未然防止のため、お客様への注意喚起や地元警察署・管内金融機関と連携した広報活動への協力、未然防止講習会への参加、反社会的勢力排除に向けた研修会への参加等、金融犯罪からお客様とお客様の大切な財産をお守りするため、当組合は、さまざまな取り組みを行っております。

また、ATMを利用した詐欺被害からお客様をお守りするために、高齢のお客様に対し ATM におけるキャッシュカード振込機能の一部制限、キャッシュカード現金出金限度額の一部引き下げを実施しているほか、銚子市内店舗 ATM に電話 de 詐欺防止ステッカーを貼付し、利用者への注意喚起に努めています。



● 「電話de詐欺防止ステッカー」による注意喚起

地域の皆様とともに

● 社会福祉活動の応援

「しんくみピーターパンカード」は、ショッピングの利用額の一部を信用組合業界が選定したチャリティ関連団体に寄付し、子供たちの育成を支援するカードです。当組合は令和3年3月、香取市の児童養護施設・障害児入所施設「香取学園」および旭市の児童福祉施設「滝郷学園」へしんくみピーターパンカード寄付金を贈呈しました。



毎年全役職員からチャリティー基金を募り、歳末たすけあい募金として近隣市町への寄付を行っています。これらの活動により、千葉県共同募金会等より感謝状を受領しました。



● 銚子商工「しんくみ はばたき奨学金」制度

当組合では平成29年より、将来の地域社会の発展を担う人材の育成を目的とした返還不要の給付型奨学金「銚子商工『しんくみ はばたき奨学金』」制度を設けております。この奨学金は当組合の営業区域内の高等学校に在学・居住している母子家庭・父子家庭の方がご利用いただけます。



● 懸賞作文「小さな助け合いの物語賞」

上部団体である全国信用組合中央協会では、毎年「小さな助け合い」をテーマとした「小さな助け合いの物語賞」作文を募集しております。信用組合は相互扶助を基本理念としており、社会における「助け合い」の心の大切さを懸賞作文を通じて伝えていきたいと考えております。

応募については各営業店または当組合ホームページをご覧ください。
作品集はこちらからご覧いただけます。

全国信用組合中央協会ホームページ
<https://www.shinyokumiai.or.jp/sakubun>



● インターンシップの実施

当組合では毎年インターンシップの学生を受け入れ、金融業務を学んでいただいております。

令和2年度は新型コロナウイルス感染防止に留意しつつ8月に実施、学生の皆さんに職場見学や職員との意見交換、営業店実習等を体験していただきました。就業体験を通じて金融業界や社会活動に関する理解を深めるお手伝いをしております。

● 銚子商工の情報発信／お客様の声にお応えして

当組合は情報発信として信用組合情報誌「ボン・ビバーン」の配布や、商品や店舗、イベント等のご案内を当組合ホームページ上で行っております。

また、お客様の相談・苦情等にお応えするために本部・営業店に相談窓口を設置、情報の一元管理を行い、報告処理体制を確立しております。さらに組合内にコンプライアンス委員会を設置するとともに、各部店にコンプライアンス担当者を配置、コンプライアンス体制の充実を図っております。



経理・経営内容

(注) 各計数は、単位未満を切り捨てて表示しておりますので、合計が一致しない場合があります。

貸借対照表

科 目	金 額	
(資産の部)	令和元年度	令和2年度
現 金	3,481,157	3,180,934
預 け 金	64,059,283	103,113,056
買入金銭債権	6,105	4,222
有 価 証 券	103,278,059	101,844,421
国 債	2,633,700	2,594,700
地 方 債	21,165,573	21,927,218
社 債	49,897,750	52,151,018
株 式	626,426	611,233
その他の証券	28,954,608	24,560,250
貸 出 金	120,042,015	123,712,273
割引手形	594,902	251,353
手形貸付	11,107,960	8,902,869
証書貸付	101,654,394	109,449,778
当座貸越	6,684,758	5,108,271
そ の 他 資 産	1,689,729	1,607,213
未決済為替貸	18,876	18,680
全信組連出資金	1,138,700	1,138,700
未 収 収 益	223,940	220,599
その他の資産	308,211	229,233
有形固定資産	4,506,013	4,499,584
建 物	2,220,602	2,118,656
土 地	2,058,271	2,058,435
その他の有形固定資産	227,139	322,492
無形固定資産	30,313	27,416
ソフトウェア	15,824	12,927
その他の無形固定資産	14,489	14,489
繰延税金資産	209,581	14,716
債務保証見返	156,935	145,781
貸 倒 引 当 金	△1,522,557	△1,709,951
(うち個別貸倒引当金)	(△1,016,614)	(△1,388,205)
資産の部合計	295,936,637	336,439,669

(単位：千円)

損益計算書

科 目	令和元年度	令和2年度
経常収益	3,938,019	3,703,321
資金運用収益	2,995,327	3,220,732
貸出し金利息	2,091,477	2,044,832
預け金利息	90,368	94,701
有価証券利息配当金	774,477	1,042,852
その他の受入利息	39,003	38,345
役務取引等収益	219,134	221,917
受入為替手数料	87,947	88,801
その他の役務収益	131,186	133,115
その他業務収益	630,169	238,001
国債等債券売却益	596,735	219,899
その他の業務収益	33,433	18,102
その他経常収益	93,387	22,669
償却債権取立益	15,440	14,409
株式等売却益	57,987	7,278
その他の経常収益	19,959	981
経常費用	3,537,213	3,444,823
資金調達費用	51,724	34,902
預金利息	49,159	45,767
給付補填備金繰入額	2,565	2,574
借用金利息	—	△13,438
役務取引等費用	219,007	206,309
支払為替手数料	50,102	46,691
その他の役務費用	168,904	159,617
その他業務費用	115,744	1,249
国債等債券売却損	1,217	1,086
国債等債券償却	114,404	—
その他の業務費用	122	162
経 費	2,828,262	2,809,502
人 件 費	1,830,949	1,798,837
物 件 費	948,186	962,968
税 金	49,125	47,697
その他経常費用	322,475	392,858
貸倒引当金繰入額	77,570	227,134
貸 出 金 償 却	138,236	107,758
株式等売却損	82,295	—
その他資産償却	12	2
その他の経常費用	24,359	57,964
経常利益	400,805	258,498

(単位：千円)

(注)

1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 出資1口当たりの当期純利益 175円86銭

剰余金処分計算書

科 目	令和元年度	令和2年度
当期末処分剰余金	571,813,247	592,381,193
剰余金処分額	130,751,442	233,003,091
出資に対する配当金	25,639,442 (年3.0%の割合)	25,817,091 (年3.0%の割合)
利 益 準 備 金	5,112,000	7,186,000
特 別 積 立 金	100,000,000	200,000,000
(諸償却準備積立金)	(100,000,000)	(200,000,000)
縹越金(当期末残高)	441,061,805	359,378,102

(単位：円)

貸借対照表の注記事項

1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については、原則として決算日の市場価格等に基づく時価法(先却原価は移動平均法により算定)により行っております。ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. 有形固定資産の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。
- 建物 15年～47年
その他 5年～8年
4. 無形固定資産の減価償却は定額法により償却しております。なお、自組合利用のソフトウェアについては、当組合内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
5. 貸倒引当金は、予め定めている償却引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産・特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という)の債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況がないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という)に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産確率の過去の一定期間ににおける平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。
- すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業店・融資部が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部が査定結果を監査しております。
- なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は4,531百万円であります。但し分類額がIV分類で5百万円以上の債権に限定しております。
6. 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
7. 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
8. 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については定期定額基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。
- 過去勤務費用 その発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しております。
- 数理計算上の差異 各発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。
- また、当組合は、複数事業主(信用組合等)により設立された企業年金制度(企業年金基金)に加入しており、当組合の拠出に応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
- なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当組合の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
- (1) 制度全体の積立状況に関する事項(令和2年3月31日現在)
- 年金資産の額326,130百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額 282,169百万円
差引額43,960百万円
- (2) 制度全体に占める当組合の掛金拠出割合
(自平成31年4月1日 至令和2年3月31日) 1.627%
- (3) 補足説明
上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高20,484百万円及び別途積立金64,445百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間12年の元利均等償却であり、当組合は、当期の計算書類上、特別掛金68百万円を費用処理しております。
- なお、特別掛金の額は、あらかじめ定められた掛け率を掛け出し時の標準給与の額に乘じることで算定されるため、上記(2)の割合は当組合の実際の負担割合とは一致しません。
- また、当組合が加入していた全国信用組合厚生年金基金は令和3年3月1日付で解散し、同日に全国信用組合企業年金基金が設立されました。当組合は令和3年3月1日付で全国信用組合企業年金基金に加入しました。
9. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

に基づき、常勤役員会の監督の下、行われております。また市場運用商品の購入を行っており、信用情報や時価の把握等、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。これらの情報は資金経理部を通じ、ALM委員会、常勤役員会において定期的に報告されております。

(iii) 市場リスクに係る定量的情報

当組合において、主要なリスク要因である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金積金」、「借用金」であります。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第六十九条第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項(平成十九年金融庁告示第十七号)において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた経済価値の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債をそれぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。

なお、金利以外のすべてのリスク要因が一定であると仮定し、当事業年度末現在、上方パラレルシフト(指標金利の上昇をいい、日本円金利の場合1.00%上昇等)が生じた場合、経済価値は、7,709百万円減少するものと把握しております。

また、有価証券のうち債券については、指標となる金利が0.10%上昇したものと想定した場合の時価との変動額を管理しており、当事業年度末現在、457百万円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク要因が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク要因との相関を考慮しておりません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合は、ALMを通じて適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品のうち預け金、貸出金、預金積金、借用金については、簡単な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

23. 金融商品の時価等に関する事項

令和3年3月31日における貸借対照表上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません。(注2)参照。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(单位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 預け金(*1)	103,113	103,402	289
(2) 有価証券	101,590	101,735	144
満期保有目的の債券	7,599	7,744	144
その他有価証券	93,990	93,990	-
(3) 貸出金(*1)	123,712		
貸倒引当金(*2)	△1,709		
	122,002	123,885	1,882
金融資産計	326,705	329,022	2,317
(1) 預金積金(*1)	278,531	278,586	△55
(2) 借用金(*1)	44,700	44,700	-
金融負債計	323,231	323,286	△55

(*1) 預け金、貸出金、預金積金、借用金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利で割り引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしております。なお、預入期間が短期間のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については24.から28.に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間に市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく変わらない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

貸出金のうち、固定金利によるものは、以下の①～②の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定

し、その算出結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。なお、約定期間が短期間のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

① 6ヶ月以上延滞債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、その貸借対照表の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額)。

② ①以外は、貸出金の種類ごとにキャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を市場金利で割り引いた価額を時価とみなしてあります。

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしてあります。

定期預金・定期積金のうち、変動金利によるものは、短期間に市場金利を反映するため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 借用金

借用金については、残存期間が短期間なため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであります。
金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位:百万円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式(*1)	243
組合出資金(*2)	1,149
合計	1,392

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、当該帳簿価額を時価としておりません。

(*2) 組合出資金(全信組連出資金等)は、時価を把握することが極めて困難と認められることから、当該帳簿価額を時価としておりません。

24. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下28.まで同様であります。

(1) 売買目的の有価証券に区分した有価証券はありません。

(2) 満期保有目的の債券

【時価が貸借対照表計上額を超えるもの】 (単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
国債	—	—	—
地方債	3,599	3,660	60
社債	2,500	2,572	72
その他	1,100	1,115	15
小計	7,199	7,347	147

【時価が貸借対照表計上額を超えないもの】 (単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
国債	—	—	—
地方債	—	—	—
社債	—	—	—
その他	400	396	△3
小計	400	396	△3
合計	7,599	7,744	144

(注) 時価は当事業年度末における市場価格等に基づいております。

(3) 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式はありません。

(4) その他有価証券

【貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの】 (単位:百万円)

| | 貸借対照表計上額 | 取得原価 | 差額 |
</tr
| --- | --- | --- | --- |

【貸借対照表上額が取得原価を超えないもの】(単位:百万円)

	貸借対照表 計 上 額	取得原価	差 額
株 式	237	259	△21
債 券	25,662	25,918	△256
国 債	1,493	1,524	△31
地 方 債	2,080	2,089	△9
社 債	22,088	22,304	△216
そ の 他	6,668	7,037	△368
小 計	32,567	33,215	△647
合 計	93,990	93,186	803

(注)1. 貸借対照表上額は、当事業年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. その他有価証券であるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理(以下「減損処理」という)しております。また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は以下のとおりであります。

ア. 評価損率50%以上の銘柄は全銘柄

イ. 評価損率30%以上50%未満の銘柄は

- ・債券については、外部の格付機関による長期格付がBB以下まで格下げされた場合
- ・株式については、債券同様に外部の格付機関による長期格付がBB以下となった場合、または3期連続赤字計上された場合
- ・過去1年間を通じ、時価が取得原価の70%未満となっている場合

25. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

26. 当事業年度中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

売却価額	売却益	売却損
1,620百万円	227百万円	1百万円

27. 当事業年度中に満期保有目的の債券の保有目的は変更致していません。

28. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間毎の償還予定額は次のとおりであります。(単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
債 券	2,796	26,595	40,181	7,099
国 債	—	—	—	2,594
地方債	200	4,056	16,686	984
社 債	2,595	22,539	23,495	3,520
そ の 他	500	4,648	11,173	511
合 計	3,296	31,244	51,354	7,610

29. 金銭の信託の保有はありません。

30. 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)および消費寄託契約により貸し付けてある有価証券はありません。

31. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、46,962百万円であります。これには総合口座の当座貸越限度額未実行残高も含まれております。このうち原契約期間が1年以内のものは任意の時期に無条件で取消可能なもののが46,957百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来のキャッシュフローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当組合が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約限度額の減額をすることができる旨の条件が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴収するほか、契約後も定期的に予め定めている当組合内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

32. 緯延税金資産及び緯延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、以下のとおりであります。

緯延税金資産	935百万円
貸倒引当金	26
退職給付引当金	48
減価償却超過額	36
賞与引当金	56
固定資産の減損損失	66
その他	1,169
緯延税金資産小計	△932
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	237
緯延税金資産合計	222
緯延税金負債	14

33. 表示方法の変更

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3

月31日)を当事業年度から適用し、財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

34. 会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

貸倒引当金 1,709百万円

貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として記載しております。

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通しは、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

有形固定資産 4,499百万円 無形固定資産 27百万円

固定資産の減損会計における将来キャッシュフローは、将来の事業計画等に基づき見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の財務諸表において、緯延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

緯延税金資産 14百万円

緯延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の財務諸表において、緯延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

当組合は、新型コロナウイルス感染症による経済・社会的な影響は今後徐々に解消していくものと仮定し、会計上の見積りを行っております。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響は不確定要素が多く、想定より経済活動への影響が長引く場合は、今後の財政状態・経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

25. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

26. 当事業年度中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

27. 当事業年度中に満期保有目的の債券の保有目的は変更致していません。

28. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間毎の償還予定額は次のとおりであります。(単位:百万円)

当信用組合は協同組合による金融事業に関する法律第5条の8第3項に規定する「特定信用組合」に該当しておりますので、「貸借対照表」「損益計算書」「剰余金処分計算書」等につきましては、会計監査人である「千葉第一監査法人」の監査を受けております。

財務諸表の適正性及び内部監査の有効性

私は当組合の令和2年4月1日から令和3年3月31日までの第68期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書の適正性、及び同書類作成に係る内部監査の有効性を確認いたしました。

令和3年6月26日
銚子商工信用組合
理事長 岡野 繁



経理・経営内容

業務粗利益及び業務純益等 (単位:千円)

科 目	令和元年度	令和2年度
資金運用収益	2,995,327	3,220,732
資金調達費用	51,724	34,902
資 金 運 用 収 支	2,943,603	3,185,829
役務取引等収益	219,134	221,917
役務取引等費用	219,007	206,309
役 务 取 引 等 収 支	127	15,608
その他の業務収益	630,169	238,001
その他の業務費用	115,744	1,249
その 他 業 务 収 支	514,425	236,752
業 務 粗 利 益	3,458,156	3,438,190
業 務 粗 利 益 率	1.19%	1.07%
業 務 純 益	840,844	824,919
実 質 業 務 純 益	644,133	640,722
コア業務純益	163,019	421,910
コア業務純益(除く投資信託解約損益)	187,338	203,920

(注)1.資金調達費用は、金銭の信託運用見合費用(令和元年度0千円、令和2年度0千円)を控除して表示しております。

$$2.\text{業務粗利益率} = \frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定計平均残高}} \times 100$$

3.業務純益=業務収益-(業務費用-金銭の信託運用見合費用)

4.実質業務純益=業務純益+一般貸倒引当金繰入額

5.コア業務純益=実質業務純益-国債等債券損益

資金運用勘定、調達勘定の平均残高等

科 目	年 度	平均残高(百万円)	利 息(千円)	利回り(%)
資 金 運 用 勘 定	令和元年度	289,797	2,995,327	1.03
う ち 貸 出 金	令和2年度	319,754	3,220,732	1.00
う ち 預 け 金	令和元年度	120,293	2,091,477	1.73
う ち 有 価 証 券	令和2年度	103,318	1,042,852	1.00
資 金 調 達 勘 定	令和元年度	284,862	51,724	0.01
う ち 預 金 積 金	令和2年度	314,392	34,902	0.01
う ち 譲 渡 性 預 金	令和元年度	264,806	51,724	0.01
う ち 借 用 金	令和2年度	281,683	48,341	0.01
う ち 令 和 元 年 度	—	—	—	—
う ち 令 和 2 年 度	—	—	—	—
う ち 令 和 元 年 度	20,055	—	—	—
う ち 令 和 2 年 度	32,707	△13,438	△0.04	—

(注)資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(令和元年度436百万円、令和2年度374百万円)を、資金調達勘定は金銭の信託運用見

経理・経営内容

その他業務収益の内訳			受取利息及び支払利息の増減			資金調達			定期預金種類別残高		
項目	令和元年度	令和2年度	項目	令和元年度	令和2年度	項目	令和元年度	令和2年度	区分	令和元年度	令和2年度
外 国 為 替 売 買 益	—	—	受 取 利 息 の 増 減	61,811	225,405	預 金 種 目 別 平 均 残 高	(単位:百万円、%)		固定金利定期預金	157,007	156,388
商品有価証券売買益	—	—	支 払 利 息 の 増 減	△1,189	△16,822	種 目	令和元年度	令和2年度	変動金利定期預金	58	50
国 債 等 債 券 売 却 益	596	219				金 額	構成比	金 額	その他の定期預金	18	18
国 債 等 債 券 償 還 益	—	—				流動性預金	98,113	37.05	113,596	40.32	
金融派生商品収益	—	—				定期性預金	166,692	62.94	168,087	59.67	
その他の業務収益	33	18				譲渡性預金	—	—	—	—	
その他業務収益合計	630	238				その他の預金	—	—	—	—	
						合 計	264,806	100.00	281,683	100.00	
									合 計	157,084	156,456

資金運用

貸出金業種別残高・構成比				
業種別	令和元年度		令和2年度	
	金額	構成比	金額	構成比
製造業	13,956	11.6	13,811	11.2
農業、林業	2,932	2.4	3,247	2.6
漁業	734	0.6	694	0.6
鉱業、採石業、砂利採取業	68	0.1	81	0.1
建設業	10,458	8.7	11,697	9.5
電気、ガス、熱供給、水道業	127	0.1	140	0.1
情報通信業	195	0.2	313	0.3
運輸業、郵便業	4,327	3.6	5,061	4.1
卸売業、小売業	10,607	8.8	12,103	9.8
金融業、保険業	5,577	4.6	5,574	4.5
不動産業	15,731	13.1	15,134	12.2
物品賃貸業	226	0.2	215	0.2
学術研究、専門・技術サービス業	397	0.3	574	0.5
宿泊業	2,008	1.7	2,224	1.8
飲食業	1,340	1.1	1,856	1.5
生活関連サービス業、娯楽業	683	0.6	935	0.8
教育、学習支援業	157	0.1	177	0.1
医療、福祉	754	0.6	984	0.8
その他のサービス	8,069	6.7	9,324	7.5
その他の産業	1,125	0.9	1,191	1.0
小計	79,481	66.2	85,345	69.0
国・地方公共団体等	12,458	10.4	11,870	9.6
個人(住宅・消費・納税資金等)	28,101	23.4	26,495	21.4
合計	120,042	100.0	123,712	100.0

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

区分		金額	構成比	債務保証見返額
当組合預金積金	令和元年度	910	0.75	37
	令和2年度	658	0.53	35
有価証券	令和元年度	—	—	—
	令和2年度	—	—	—
動産	令和元年度	—	—	—
	令和2年度	—	—	—
不動産	令和元年度	51,831	43.17	—
	令和2年度	48,163	38.93	—
その他	令和元年度	—	—	—
	令和2年度	—	—	—
小計	令和元年度	52,742	43.93	37
	令和2年度	48,821	39.46	35
信用保証協会・信用保険	令和元年度	15,645	13.03	—
	令和2年度	28,400	22.95	—
保証	令和元年度	28,312	23.58	119
	令和2年度	24,596	19.88	110
信用	令和元年度	23,341	19.44	—
	令和2年度	21,893	17.69	—
合計	令和元年度	120,042	100.00	156
	令和2年度	123,712	100.00	145

項目	令和元年度		令和2年度	
	期末残高	増減額	期末残高	増減額
一般貸倒引当金	505	△196	321	△184
個別貸倒引当金	1,016	240	1,388	371
貸倒引当金合計	1,522	43	1,709	187

(注) 当組合は、特定海外債権を保有しておりませんので「特定海外債権引当勘定」に係る引当は行っておりません。

項目	令和元年度		令和2年度	
	貸出金償却額	(単位:百万円)	貸出金償却額	(単位:百万円)
貸出金償却額	138		107	

リスク管理債権及び同債権に対する保全額

区分	残高(A)	担保・保証額(B)	貸倒引当金(C)	保全率(B+C)/(A)
破綻先債権	令和元年度	100	90	100.00
	令和2年度	419	349	70
延滞債権	令和元年度	5,361	3,252	1,006
	令和2年度	6,606	3,811	1,317
3か月以上延滞債権	令和元年度	16	7	0
	令和2年度	9	8	0
貸出条件緩和債権	令和元年度	986	544	32
	令和2年度	283	175	20
合計	令和元年度	6,464	3,894	1,050
	令和2年度	7,319	4,345	1,409

(注) 1. 「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒債権を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、①会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の申立てがあった債務者、②民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがあった債務者、③破産法の規定による破産手続開始の申立てがあった債務者、④会社法の規定による特別清算開始の申立てがあった債務者、⑤手形交換所の取引停止処分を受けた債務者、等に対する貸出金です。

2. 「延滞債権」とは、上記1.及び債務者の経営再建又は支援(以下「経営再建等」という。)を図ることを目的として利息の支払いを猶予したもの以外の未収利息不計上貸出金です。

3. 「3か月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3か月以上延滞している貸出金(上記1.及び2.を除く)です。

4. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(上記1.~3.を除く)です。

5. 「担保・保証額(B)」は、自己査定に基づく担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額です。

6. 「貸倒引当金(C)」は、リスク管理債権区分の各項目の貸出金に対して引当てる額を記載しており、リスク管理債権以外の貸出金等に対する貸倒引当金は含まれておりません。

7. 「保全率(B+C)/(A)」はリスク管理債権ごとの残高に対し、担保・保証、貸倒引当金を設定している割合です。

8. これらの開示額は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引当てる個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。

有価証券種類別平均残高				
(単位:百万円、%)				
区分	令和元年度		令和2年度	
	金額	構成比	金額	構成比
国債	3,644	3.70	2,622	2.53
地方債	20,737	21.06	21,647	20.95
短期社債	—	—	—	—
社債	44,611	45.30	52,580	50.89
株式	907	0.92	704	0.68
外国証券	3,435	3.48	3,979	3.85
その他の証券	25,126	25.51	21,784	21.08
合計	98,463	100.00	103,318	100.00

(注) 当組合は、商品有価証券を保有しておりません。

区分	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超	期間の定めのないもの
国債	—	—	—	2,633	—
	—	—	—	2,594	—
地方債	201	4,007	16,956	—	—
	200	4,056	16,686	984	—
短期社債	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—
社債	4,008	18,142	25,260	2,486	—
	2,595	22,539	23,495	3,520	—
株式	—	—	—	—	626
	—	—	—	—	611
外国証券	9				

経理・経営内容

有価証券の時価等情報

●満期保有目的の債券

	種類	令和元年度			令和2年度		
		貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	3,599	3,687	87	3,599	3,660	60
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	2,500	2,592	92	2,500	2,572	72
	その他	300	300	0	1,100	1,115	15
	小計	6,399	6,579	179	7,199	7,347	147
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	—	—	—	—	—	—
	その他	901	860	△40	400	396	△3
	小計	901	860	△40	400	396	△3
合計		7,300	7,439	138	7,599	7,744	144

(注)1.時価は、当事業年度末における市場価格等に基づいております。

2.「社債」には、政府保証債、公社公団債、金融債、事業債が含まれます。

3.上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。

4.時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は、本表に含めておりません。

●その他有価証券

	種類	令和元年度			令和2年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	—	—	—	130	119	11
	債券	33,663	33,397	266	44,910	44,593	317
	国債	1,110	1,096	14	1,101	1,090	10
	地方債	16,370	16,198	171	16,247	16,099	148
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	16,182	16,101	80	27,562	27,404	158
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他	19,104	18,070	1,033	16,381	15,258	1,122
	小計	52,768	51,467	1,300	61,422	59,971	1,451
	株式	319	402	△82	237	259	△21
	債券	33,933	34,334	△401	25,662	25,918	△256
	国債	1,522	1,526	△3	1,493	1,524	△31
	地方債	1,195	1,199	△4	2,080	2,089	△9
合計		95,654	95,544	109	93,990	93,186	803

(注)1.貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づいております。

2.「社債」には、政府保証債、公社公団債、金融債、事業債が含まれます。

3.上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。

4.時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は、本表に含めておりません。

●売買目的有価証券

該当事項なし

該当事項なし

●時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券

(単位:百万円)

	令和元年度		令和2年度	
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
非上場株式	306	—	243	—
組合出資金	1,154	—	1,149	—
合計	1,461	—	1,392	—

その他業務

代理貸付残高の内訳

(単位:百万円)

区分	令和元年度	令和2年度
全国信用協同組合連合会	—	—
株式会社商工組合中央金庫	—	—
株式会社日本政策金融公庫	768	731
独立行政法人住宅金融支援機構	1,649	1,504
独立行政法人労働者退職金共済機構	—	—
独立行政法人福祉医療機構	20	15
その他	9	7
合計	2,448	2,258

内国為替取扱実績

(単位:百万円)

区分	令和元年度		令和2年度	
	件数	金額	件数	金額
送金・振込	他の金融機関向け	168,532	139,490	171,795
	他の金融機関から	355,300	177,561	386,378
代金取扱	他の金融機関向け	46	18	26
	他の金融機関から	1,122	1,412	849

公共債窓販実績

(単位:百万円)

項目	令和元年度	令和2年度
国債	—	3

外国為替取次高

(単位:千ドル)

区分	令和元年度	令和2年度
貿易	870	1,197
輸出	—	—
輸入	870	1,197
貿易外	38	3
合計	909	1,201

金銭の信託

該当事項なし

オフバランス取引の状況

該当事項なし

デリバティブ取引

該当事項なし

先物取引の時価情報

該当事項なし

当組合の子会社

当組合の子会社

該当事項なし

経営内容（自己資本の充実の状況等）

自己資本の構成に関する事項

(単位:千円)

項目	令和元年度	令和2年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員勘定または会員勘定の額	11,567,217	11,699,905
うち、出資金及び資本剰余金の額	858,078	865,264
うち、利益剰余金の額	10,734,779	10,860,459
うち、外部流出予定期(△)	25,639	25,817
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	533,981	355,637
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	533,981	355,637
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	12,101,198	12,055,543
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	21,929	19,833
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	21,929	19,833
緑延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、緑延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、緑延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	21,929	19,833
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ))	12,079,269	12,035,710
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	121,409,735	122,731,239
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	—
うち、他の金融機関等向けエクスポート	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オペレーション・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	5,576,812	5,764,900
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーション・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (二)	126,986,547	128,496,139
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)/(二))	9.51%	9.36%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第22号)」に係る算式に基づき算出しております。
なお、当組合は国内基準により自己資本比率を算出しております。

自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

	令和元年度		令和2年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計	121,409	4,856	122,731	4,909
① 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポート	121,406	4,856	122,724	4,908
(i) ソブリン向け	1,730	69	1,599	63
(ii) 金融機関向け	12,110	484	20,931	837
(iii) 法人等向け	42,932	1,717	41,066	1,642
(iv) 中小企業等・個人向け	21,192	847	18,679	747
(v) 抵当権付住宅ローン	3,710	148	3,464	138
(vi) 不動産取得等事業向け	25,064	1,002	23,197	927
(vii) 三月以上延滞等	556	22	765	30
(viii) 出資等	1,501	60	1,419	56
出資等のエクスポート	1,501	60	1,419	56
重要な出資のエクスポート	—	—	—	—
(ix) 他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポート	250	10	250	10
(x) 信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポート	1,138	45	1,138	45
(xi) その他	11,218	448	10,213	408
② 証券化エクスポート	—	—	—	—
③ リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポート	—	—	—	—
ルック・スルー方式	—	—	—	—
マンデート方式	—	—	—	—
蓋然性方式(250%)	—	—	—	—
蓋然性方式(400%)	—	—	—	—
フォールバック方式(1250%)	—	—	—	—
④ 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—
⑤ 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポートに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
⑥ CVAリスク相当額を8%で除して得た額	—	—	3	0
⑦ 中央清算機関連エクスポート	3	0	3	0
口. オペレーション・リスク	5,576	223	5,764	230
八. 単体総所要自己資本額(イ+ロ)	126,986	5,079	128,496	5,139

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセットの額×4%

2. 「エクスポート」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフバランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。

3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、信用保証協会等のことです。

4. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポート及び「ソブリン向け」、「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポートのことです。

5. 「その他」とは、(i)～(x)に区分されないエクスポートです。具体的には有形固定資産、無形固定資産等が含まれます。

6. オペレーション・リスクは、当組合は基礎的手法を採用しています。

〈オペレーション・リスク(基礎的手法)の算定方法〉

$$\frac{\text{粗利潤(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利潤が正の値であった年数}} \div 8\%$$

7. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当組合は、これまで、内部留保による資本の積上げ等を行うことにより自己資本を充実させ、経営の健全性・安全性を充分保っていると評価しております。なお、将来の自己資本の充実策については、年度毎に掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策と考えております。

経営内容（自己資本の充実の状況等）

自己資本調達手段の概要

当組合の自己資本は、出資金及び利益剰余金等により構成されております。なお、当組合の自己資本調達手段の概要是次のとおりです。

発行主体	資本調達手段の種類	コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	配当率又は利率
銚子商工信用組合	普通出資	865百万円	年3.0%

信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクspoージャーを除く）

リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当組合が損失を受けるリスクをいいます。当組合では、信用リスクを当組合が管理すべき最重要のリスクであるとの認識の上、与信業務の基本的な定義や基本方針、クレジットポリシー、ポートフォリオ管理を明示した「信用リスク管理要領」を制定し、信用リスク管理態勢を構築しております。信用リスクの評価につきましては、厳格な自己査定を実施、SKC信用リスク管理システム導入により取引先の財務状況・業況を把握し、適切な審査を行っております。

これら信用リスク管理の状況については、リスク管理委員会やALM委員会で協議検討を行うとともに、必要に応じて常勤役員会といった経営陣に対する報告を行っております。

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しております。

- 株式会社格付投資情報センター（R&I） ●株式会社日本格付研究所（JCR）
- ムーディーズ・インベスタートス・サービス・インク（Moody's）
- S&Pグローバル・レーティング（S&P）

リスク・ウェイトの区分ごとのエクspoージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分	エクspoージャーの額			
	令和元年度		令和2年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	—	76,729	—	84,647
10%	—	16,357	—	15,062
20%	10,706	56,856	11,403	125,979
35%	—	10,559	—	9,868
50%	32,807	1,373	34,607	2,625
75%	—	27,763	—	23,589
100%	2,003	62,388	2,702	56,240
150%	—	66	—	107
250%	100	240	100	237
1250%	—	—	—	—
その他	100	323	100	146
合計	45,717	252,659	48,913	318,504

(注)1.格付は、適格格付機関が付与しているものに限ります。

2.エクspoージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。

3.コア資本に係る調整項目となったエクspoージャー、CVAリスクおよび中央清算機関連エクspoージャーは含まれておりません。

信用リスクに関するエクspoージャー及び主な種類別の期末残高（地域別・業種別・残存期間別）

(単位:百万円)

エクspoージャー区分 地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクspoージャー期末残高								三月以上延滞 エクspoージャー	
	貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		債券		デリバティブ取引		その他（投資信託等）			
令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	
国 内	294,788	363,823	120,256	123,910	73,831	76,612	—	—	100,700	163,300
国 外	3,610	3,614	—	—	3,610	3,614	—	—	—	—
地 域 別 合 計	298,399	367,437	120,256	123,910	77,442	80,226	—	—	100,700	163,300
製 造 業	30,194	31,554	14,168	14,017	15,799	17,398	—	—	226	138
農 業 、 林 業	3,312	3,615	3,312	3,615	—	—	—	—	—	19
漁 業	755	714	755	714	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	83	95	83	95	—	—	—	—	—	—
建 設 業	12,530	14,209	10,994	12,174	1,500	2,000	—	—	35	35
電気、ガス、熱供給、水道業	8,087	7,696	163	171	7,898	7,498	—	—	25	25
情 報 通 信 業	2,791	3,308	195	313	2,503	2,902	—	—	92	92
運 輸 業、郵便業	9,260	10,286	4,555	5,281	4,705	5,005	—	—	—	31
卸売業、小売業	13,049	14,785	11,213	12,650	1,804	2,102	—	—	31	31
金融業、保険業	83,414	150,417	5,597	5,590	12,305	11,203	—	—	65,511	133,622
不 動 产 業	17,602	17,424	15,881	15,303	1,701	2,101	—	—	20	20
物 品 賃 貸 業	226	215	226	215	—	—	—	—	—	—
学術研究・専門・技術サービス業	611	820	411	620	200	200	—	—	—	—
宿 泊 業	2,008	2,224	2,008	2,224	—	—	—	—	—	265
飲 食 業	1,649	2,146	1,649	2,146	—	—	—	—	—	45
生活関連サービス業、娯楽業	955	1,202	855	1,102	100	100	—	—	—	2
教 育、学習支援業	157	177	157	177	—	—	—	—	—	—
医 療 、 福 祉	754	984	754	984	—	—	—	—	—	—
その他のサービス	8,843	10,124	8,843	10,024	—	100	—	—	0	0
その他の産業	1,125	1,191	1,125	1,191	—	—	—	—	—	—
国・地方公共団体等	41,387	41,482	12,464	11,875	28,919	29,602	—	—	3	3
個 人	24,837	23,418	24,837	23,418	—	—	—	—	—	76
そ の 他	34,758	29,340	—	—	5	10	—	—	34,753	29,330
業 種 別 合 計	298,399	367,437	120,256	123,910	77,442	80,226	—	—	100,700	163,300
1 年 以 下	44,765	89,410	25,373	20,857	5,099	3,301	—	—	14,291	65,251
1 年 超 3 年 以 下	36,409	48,087	6,606	6,482	11,403	11,799	—	—	18,400	29,804
3 年 超 5 年 以 下	53,715	60,618	11,359	12,434	12,300	16,650	—	—	30,055	31,533
5 年 超 7 年 以 下	33,061	38,637	11,393	11,081	9,853	18,358	—	—	11,814	9,197
7 年 超 10 年 以 下	53,319	51,649	15,314	26,574	33,146	22,496	—	—	4,858	2,578
1 0 年 超	55,475	53,564	49,532	45,944	5,638	7,619	—	—	304	—
期間の定めのないもの	21,650	25,469	676	533	—	—	—	—	20,974	24,935
残存期間別合計	298,399	367,437	120,256	123,910	77,442	80,226	—	—	100,700	163,300

(注)1.「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。

2.「三月以上延滞エクspoージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している者に係るエクspoージャーのことです。

3.上記の「その他の（投資信託等）」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが困難なエクspoージャーです。具体的には現金、有形固定資産等が含まれます。

4.CVAリスクおよび中央清算機関連エクspoージャーは含まれおりません。

5.業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

経営内容（自己資本の充実の状況等）

貸倒引当金の計上基準

貸倒引当金は、「自己査定基準」「償却・引当基準」に基づき、自己査定における債務者区分毎に計算された貸倒実績率を基に算定するとともに、その結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

P.35「貸倒引当金の内訳」をご参照ください。

なお当組合では、自己資本比率算定にあたり、偶発損失引当金を一般貸倒引当金と同様のものとして取扱っておりますが、P.35「貸倒引当金の内訳」には当該引当金の金額は含めておりません。

業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位:百万円)

業種別	個別貸倒引当金								貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額		期末残高			
	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度
製造業	28	280	280	498	28	280	280	498	29	6
農業、林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	24	24	24	19	24	24	24	19	—	—
電気、ガス、熱供給、水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業	286	284	284	282	286	284	284	282	—	—
卸売業、小売業	144	113	113	115	144	113	113	115	98	20
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産業	179	213	213	197	179	213	213	197	—	59
物品販賣業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
宿泊業	—	—	—	162	—	—	—	162	—	9
飲食業	15	15	15	22	15	15	15	22	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	11	11	11	14	11	11	11	14	—	—
教育、学習支援業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	6	5	5	5	6	5	5	5	—	—
その他のサービス	28	20	20	19	28	20	20	19	—	5
その他の産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	50	46	46	49	50	46	46	49	10	6
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	776	1,016	1,016	1,388	776	1,016	1,016	1,388	138	107

(注)1.当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

2.業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

信用リスク削減手法に関する事項

信用リスクの削減手法に関するリスク管理方針及び手続きの概要

信用リスク削減手法とは、組合が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。

当組合では、融資の取上げに際し、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から可否の判断をしており、担保や保証による保全措置は、あくまでも補完的な位置付けとして認識しております。ただし与信審査の結果、担保または保証が必要な場合には、お客様への十分な説明とご理解をいただいた上で、ご契約いただくなど、適切な取り扱いに努めています。当組合が扱う担保には、自組合預金積金、有価証券、不動産等、保証（人的保証、信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証等）があり、その手続きについては、当組合が定める「事務規程」「不動産担保評価基準」等により、適切な事務取扱および適正な評価を行っております。

また、手形貸付、証書貸付、割引手形、当座貸越、債務保証取引に関して、お客様が期限の利益を喪失された場合には、当該与信取引の範囲において、預金相殺を用いる場合があります。この際、信用リスク削減手法の一つとして、当組合が定める「事務規程」や約定書等に基づき、法的に有効である旨確認の上、事前の通知や手続きを省略して払戻充当いたします。

なお、当組合が採用している信用リスク削減手法は適格金融資産担保として自組合預金積金、新型コロナウイルス感染症対応金融支援特別オペレーションの利用に係る「全信組連からの借入金」、保証として民間保証、政府関係機関保証、クレジット・デリバティブ取引として株式会社日本政策金融公庫との提携によるCDS（クレジット・デリバティブ・スワップ）、貸出金と自組合預金の相殺として日本銀行貸出支援基金の活用に係る「全信組連への預け金」と「全信組連からの借入金」が該当いたします。そのうち民間保証に関する信用度の評価については、適格格付機関が付与している格付により判定しており、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクは個社やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
		令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	20,021	42,269	2,464	3,654	—	—	—
①ソブリン向け	—	21	1,199	1,199	—	—	—
②金融機関向け	19,300	41,700	—	—	—	—	—
③法人等向け	—	—	—	—	—	—	—
④中小企業等・個人向け	706	535	1,097	2,315	—	—	—
⑤抵当権付住宅ローン	—	—	141	117	—	—	—
⑥不動産取得等事業向け	—	—	11	0	—	—	—
⑦三月以上延滞等	—	—	1	—	—	—	—
⑧出資等	—	—	—	—	—	—	—
出資等のエクスポージャー	—	—	—	—	—	—	—
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—	—	—	—
⑨その他	14	11	12	20	—	—	—

(注)1.当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

2.上記「保証」には、告示（平成18年金融庁告示第22号）第45条（信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャー）、第46条（株式会社地域経済活性化支援機構等により保証されたエクspoージャー）を含みません。

3.「その他」とは、①～⑧に区分されないエクspoージャーです。

経営内容（自己資本の充実の状況等）

証券化エクスポートに関する事項

リスク管理の方針及びリスク特性の概要

証券化とは、金融機関が保有するローン債権や企業が保有する不動産など、それらの資産価値を裏付けに証券として組み替え、第三者に売却して流動化することを指します。一般的には証券の裏付けとなる原資産の保有者であるオリジネーターと、証券を購入する投資家に分類されます。当組合における証券化エクスポートは、投資家としてのみ保有しており、オリジネーターとして保有するものはありません。運用に際しては、市場動向、裏付け資産の状況、時価評価及び適格格付機関が付与する格付情報等の把握を行っており、「有価証券運用要綱」「市場関連リスク管理要領」等の内部規定により、適切な運用・管理に努めています。

リスク特性等を把握するための体制の整備及びその運用状況の概要

証券化エクスポートについては、証券化エクスポートおよび裏付け資産に係る市場状況等モニタリングに必要な各種情報が定期的および適時に入手可能であることを事前に確認するとともに、内包されるリスクおよび構造上の特性等の分析を行い、投資判断を行っています。また保有した証券化エクスポートについては、当該証券化エクスポートおよび裏付け資産に係る情報を資産運用会社等から定期的および適時に収集し、必要に応じて検証することにより、リスク特性の変化を適切に把握しております。

証券化エクスポートについて信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

標準的手法を採用しております。

証券化取引に関する会計方針

当該取引にかかる会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

証券化エクスポートの種類毎のリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポートのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は、以下の4つの機関を採用しております。なお、エクスポートの種類毎に適格格付機関の使い分けは行っておりません。

- 株式会社格付投資情報センター(R&I) ●株式会社日本格付研究所 (JCR)
- ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
- S&Pグローバル・レーティング (S&P)

オリジネーターの場合（信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポートに関する事項）

該当事項なし

投資家の場合（信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポートに関する事項）

- 保有する証券化エクスポートの額及び主な原資産の種類別の内訳
該当事項なし

- 保有する証券化エクスポートの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等
該当事項なし

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

派生商品取引は保有する投資信託に内包されているものであり、当組合自らが行う当該取引はありません。

(単位:百万円)

	令和元年度	令和2年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレントエクスポート方式	カレントエクスポート方式
グロス再構築コストの額の合計額	259	172
グロス再構築コストの額の合計額及びグロスのアドオン合計額から担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額を差し引いた額	—	—

(単位:百万円)

	担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額		担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額	
	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度
①派生商品取引合計	328	146	328	146
(i) 外国為替関連取引	323	143	323	143
(ii) 金利関連取引	5	3	5	3
(iii) 金関連取引	—	—	—	—
(iv) 株式関連取引	—	—	—	—
(v) 貴金属(金を除く)関連取引	—	—	—	—
(vi) その他コモディティ関連取引	—	—	—	—
(vii) クレジット・デリバティブ	—	—	—	—
②長期決済期間取引	—	—	—	—
合 計	328	146	328	146

オペレーション・リスクに関する事項

リスク管理の方針及び手続きの概要

オペレーション・リスクとは、業務運営上における事務処理上のミスやシステム障害、役職員による不正行為などによって損失が生ずるリスクです。当組合は「統合的リスク管理方針」「統合的リスク管理規程」を制定し、組織、管理体制を整備するとともに、リスクの分析・評価を行い、リスクの顕在化の未然防止および発生時における影響の極小化に努めています。特に事務リスク管理については、「事務リスク管理要領」に則り、事務規程の整備および遵守、研修・事務指導等の実施の他、リスクベース・アプローチに基づくマネロン・テロ資金供与対策に取り組んでおり、定期的な内部監査および自店検査の実施により、本部・営業店が一体となり厳正な事務管理に努めています。システムリスク管理については、「システムリスク管理要領」「セキュリティポリシー」「セキュリティスタンダード」により管理・保護すべき情報資産、リスクを明確にし、管理体制を定め、安定した業務遂行に努めるとともに、サイバーセキュリティ対策への取り組み等、多様化、複雑化するリスクに対して管理態勢の強化を図っています。また、その他のリスクへの対応としては、相談、苦情等受付対応の充実、顧客情報管理態勢の強化、各種リスク商品等に対する説明態勢の強化など、顧客保護の観点を重視した管理態勢の整備に努めています。

当組合は、オペレーション・リスク相当額の算定は、基礎的手法による計測を採用しております。これらリスクに関しては、リスク管理委員会において協議・検討するとともに、必要に応じて常勤役員会といった経営陣に対する報告を行っております。

オペレーション・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当組合は基礎的手法を採用しております。

経営内容（自己資本の充実の状況等）

出資等エクスポートによる事項

出資その他これに類するエクスポートによるリスク管理の方針及び手続きの概要に関する事項

銀行勘定における出資等または株式等エクスポートによるもの、上場株式、非上場株式、株式関連投資信託、全国信用協同組合連合会等への出資金が該当します。

上場株式、株式関連投資信託等にかかるリスクについては、市場相場の変動による時価損益を日次および月次にて測定、管理しており、運用状況に応じてALM委員会、常勤役員会に諮り、投資継続の是非を協議するなど、適切なリスク管理に努めています。また、投資については、「有価証券運用取得制限」にて投資枠を定め、年度毎の運用方針に基づきポートフォリオ全体のリスク・バランスに配慮した運用を心掛けており、当組合が定める「市場関連リスク管理要領」「有価証券運用要綱」に基づき厳格な運用・管理を行っています。また非上場株式に関しても、上場株式と同様に厳格な自己査定実施により適切な運用・管理を行っています。

リスクの状況は、財務諸表や運用報告書を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については適宜、経営陣へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めています。

なお、当該取引にかかる評価、会計処理については「有価証券運用要綱」および日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っています。

貸借対照表計上額及び時価等

(単位:百万円)

区分	令和元年度		令和2年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場株式等	999	999	1,136	1,136
非上場株式等	1,461	—	1,392	—
合計	2,460	999	2,529	1,136

(注)投資信託等の複数の資産を裏付とするエクスポート（いわゆるファンド）のうち、上場・非上場の確認が困難なエクスポートについては、非上場株式等に含めて記載しています。

出資等エクスポートによる売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	令和元年度	令和2年度
売却益	57	8
売却損	83	1
償却	—	—

(注)損益計算書における損益の額を記載しております。

貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	令和元年度	令和2年度
評価損益	△194	△38

(注)「貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、その他有価証券の評価損益です。

貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	令和元年度	令和2年度
評価損益	—	—

(注)「貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、子会社株式及び関連会社の評価損益です。

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポートによる事項

該当事項なし

金利リスクに関する事項

リスク管理の方針及び手続きの概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産・負債の価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指します。金利に感応する資産・負債・オーバランス取引を対象として金利リスクを計測しておりますが、株式等、金利感応度の算定が困難なものは価格変動リスクとしての管理を行っており、金利リスク計測の対象外としております。

当組合は年度毎に運用方針を策定し、ポートフォリオ全体のリスク・バランスに配慮した運用を行っております。「市場関連リスク管理要領」にリスク管理方針を定めるとともに、「有価証券運用要綱」「有価証券運用取得制限」に投資枠及び損失限度額、アラームポイント、ロスカットルールを定め、リスクの削減に取り組んでおります。

金利リスクについては、債券相場変動のモニタリングや時価損益およびBPV測定等の定期的な評価・計測を行い、ALM委員会、常勤役員会における運用方針、対応策等についての協議検討を通じ、資産・負債の最適化に向けたリスクコントロールに務めております。

なお、銀行勘定の金利リスクにおける経済的価値の変動額（△EVE）および期間収益の変動額（△NII）については、3・6・9・12月末日を基準とし四半期毎に計測しております。

金利リスクの算定手法の概要

●流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期

2.5年

●流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期

5年

●流動性預金への満期の割り当て方法(コア預金モデル等)及びその前提

流動性預金への満期の割り当て方法については、当局が定める保守的な前提を採用しております。

●固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約については、当局が定める保守的な前提を採用しております。

●複数の通貨の集計方法及びその前提

通貨間の相関は考慮せずに通貨毎に算出した金利リスクの正値を合算しております。

●スプレッドに関する前提

スプレッド等は考慮しておりません。

●内部モデルの使用等、△EVE及び△NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提

内部モデルは使用しておりません。

△EVEおよび△NII計測におけるリスクフリーレート／預金・貸出金：1年以下はJPYLIBOR

1年超はJPYSWAP

／円貨債：JGBペーイールド

計測におけるリスクフリーレートに対する追随率／△EVE:100%

／△NII:考慮せず

経営内容（自己資本の充実の状況等）

●前事業年度末の開示からの変動に関する説明

ΔEVA および ΔNII は前事業年度末の開示から大きな変動はありません。

●計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

当組合は ΔEVA および ΔNII の計測にあたっては、重要性の観点より、ストレス時に大きな影響を与えると考えられる資産・負債等を計測対象とし、定性的な影響等を考慮しております。

計測結果を踏まえ、自己資本比率や有価証券の含み損益等、他の経営指標とのバランスを総合的に勘案し、継続的な金利リスクのコントロール、リスク管理の強化に取り組む方針であります。

●自己資本の充実度の評価、ストレス・テスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となる ΔEVA 及び ΔNII 以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

統合的リスク管理として、VaR法により計測（観測期間：1年、保有期間：1年または6ヶ月、信頼区間：99%）したリスク量を毎期設定される配賦資本の範囲内に収まっているかモニタリングしております。その他、10BPV、100BPV、200BPVによる分析（全ての期間の金利が一定幅<1ベーシス=0.01%>変動した場合の資産・負債の価値変動額）を行っております。

IRRBB1：金利リスク

項目番号		(単位:百万円)			
		ΔEVA		ΔNII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	7,709	7,921	776	540
2	下方パラレルシフト	0	0	0	0
3	ステイプル化				
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	7,709	7,921	776	540
		木		へ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	12,035		12,079	

(注)金利リスクの算定手法の概要等はP47~48「金利リスクの算定手法の概要」に記載しております。

索引

各開示項目は、下記のページに記載しております。なお、*印は、「協同組合による金融事業に関する法律施行規則」等に基づく法定開示項目および監督指針の要請に基づく開示項目です。

■ごあいさつ	1	*貸出金業種別残高・構成比	34
【概況・組織】		*預貸率(期末・期中平均)	32
事業方針	2.3	消費者ローン・住宅ローン残高	33
総代会について	8.9	代理貸付残高の内訳	37
*事業の組織	11	職員1人当たり貸出金残高	32
*役員一覧(理事及び監事の氏名・役職名)	11	1店舗当たり貸出金残高	32
*会計監査人の氏名又は名称	11	【有価証券に関する指標】	
報酬体系について	10	*商品有価証券の種類別平均残高	取扱いなし
*店舗一覧(事務所の名称・所在地)	12	*有価証券種類別残存期間別残高	34
自動機器設置状況	12	*有価証券種類別平均残高	34
地区一覧	12	*預託率(期末・期中平均)	32
組合員数	31	【経営管理体制に関する事項】	
子会社の状況	37	*法令等遵守体制	6
【主要事業内容】		*苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	6
*主要な事業の内容	15	*リスク管理体制	7
*信用組合の代理業者	取扱いなし	*自己資本充実状況について	
【業務に関する事項】		38.39.40.41.42.43.44.45.46.47.48	
*事業の概況	4.5	【財産の状況】	
*経常収益	4	*貸借対照表、損益計算書、剩余金処分(損失金処理)計算書	26.27.28.29.30
*経常利益(損失)	4	*リスク管理債権及び同債権に対する保全額	35
*当期純利益(損失)	4	(1)破綻先債権	
*出資総額、出資総口数	4	(2)延滞債権	
*純資産額	4	(3)3か月以上延滞債権	
*総資産額	4	(4)貸出条件緩和債権	
*預金積金残高	4	*金融再生法開示債権及び同債権に対する保全額	35
*貸出金残高	4	*有価証券、金銭の信託等の評価	36.37
*有価証券残高	4	オフバランス取引の状況	37
*単体自己資本比率	4	先物取引の時価情報	37
*出資配当金	4	オプション取引の時価情報	取扱いなし
*職員数	4	*貸倒引当金(期末残高・期中増減額)	35
【主要業務に関する指標】		*貸出金償却の額	35
*業務粗利益、業務粗利益率、業務純益、実質業務純益、コア業務純益、コア業務純益(除く投資信託解約損益)	31	財務諸表の適正性及び内部監査の有効性	30
*資金運用収支、役務取引等収支及びその他業務収支	31	*会計監査人による監査	30
*資金運用勘定・資金調達勘定の平均残高、利息、利回り、総資金利潤	31.32	【その他の業務】	
*受取利息、支払利息の増減	32	内国為替取扱実績	37
役務取引の状況	31	外國為替取次高	37
経費の内訳	31	公共債券販売実績	37
その他業務収益の内訳	32	手数料一覧	14.15
*総資産経常利益率	32	【その他】	
*総資産当期純利益率	32	沿革・歩み	13
【預金に関する指標】		【地域貢献に関する事項】	
*預金種目別平均残高	33	地域とともに歩む当組合の経営姿勢	16
*定期預金種類別残高	33	預金・融資を通じた地域貢献	16.17
預金者別預金残高	33	地域・業域・職域サービスの充実	24.25
財形貯蓄残高	33	文化的・社会的貢献に関する活動	24.25
職員1人当たり預金残高	32	【中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取り組みに関する事項】	
1店舗当たり預金残高	32	*中小企業の経営支援に関する取組方針	18
【貸出金等に関する指標】		*中小企業の経営支援に関する態勢整備の状況	18
*貸出金種類別平均残高	33	*中小企業の経営支援に関する取組状況	19.20.21
*貸出金利区分別残高	33	*地域の活性化に関する取組状況	24
*貸出金使途別残高	33	金融仲介機能の発揮状況	22.23
*担保種類別貸出金残高及び債務保証見返額	34	～金融仲介機能のベンチマーク～	



銚子商工信用組合

〒288-0043 千葉県銚子市東芝町 1-19
Tel. 0479-22-5335 (代表)
<https://www.choshi-shoko.co.jp/>



この冊子は、環境にやさしいインキによって印刷し、どなたにも読みやすい書体でデザインしています。